

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和8年 3月 2日午前10時00分			議長	山野井 隆
	散会	令和8年 3月 2日午後 3時07分			議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名  出席 21名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ⊗公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	長 塚 美 雪	○	13	欠 員	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○
	3	岡 口 す み え	○	15	欠 員	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○
	5	杉 山 尊 宣	○	17	欠 員	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事務局 長	前 野 拓		事務局 次長	蛭 原 康 友	

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総務部		長	吉	田	文彦
選挙管理委員会書記		長			
政策推進部		長	齋	藤	嘉彦
財政部		長	田	中	英樹
健康福祉部		長	彦	坂	哲
こども部		長	助	川	直美
まちづくり振興部		長	森	川	和典
建設部		長	渡	来	真一
都市整備部		長	浅	野	和生
教育部		長	飯	竹	永昌
消防		長	岡	田	直紀
会計管理		者	齊	藤	理昭
政策推進部		次長	飯	山	貴与子
都市整備部		次長	中	村	有幸
都市整備部		次長	稲	葉	克彦
教育		次長	香	取	美弥
総務課		長	土	谷	靖孝
選挙管理委員会書記		長補佐			
情報管理課		長	岩	崎	弘宜
財政課		長	谷	池	公治
高齢福祉課		長	井	橋	久美子
こども政策課		長	高	中	誠
保育課		長	山	田	英紀
排水対策課		長	飯	塚	稔
指導課		長	丸	山	信彦
総務課副参事			蛭	田	暁
選挙管理委員会主任書記					

デジタル化推進室長  
文化芸術課副参事  
保育課副参事

松崎昌也  
矢部晃一朗  
飯塚千絵子

速報版 ● 本校正

令和8年第1回取手市議会定例会議事日程（第2号）

令和8年3月2日（月）午前10時開議

日程第1 市政に関する一般質問

- ①小堤 修 議員
- ②岡口すみえ 議員
- ③鈴木 三男 議員
- ④古谷 貴子 議員
- ⑤加増 充子 議員

## 会議に付した事件

### 日程第1 市政に関する一般質問

- ①小堤 修 議員
- ②岡口すみえ 議員
- ③鈴木 三男 議員
- ④古谷 貴子 議員
- ⑤加増 充子 議員

## 議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 20 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

赤羽直一君から所用のため遅参届が提出されています。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、当日の会議開始までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

### 日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてたずねる場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、小堤 修君。

〔12 番 小堤 修君登壇〕

○12 番（小堤 修君） 皆さん、おはようございます。創和会、小堤 修でございます。3 月 2 日、月曜日、1 番目の登壇になります。どうぞよろしく願いいたします。今日、先ほど来る前に、市役所庁舎の西側の河津桜、満開でした。もう春はそこまで来てるか、もしくは、もう春というような感じで、本当にいい陽気になってきました。それでは、今日は本題にすぐ入りたいと思いますけれども、皆さん、今まで「今日は何の日」というのを聞いてたかと思えますけど、それはもうやめます。

〔笑う者あり〕

○12 番（小堤 修君） 皆さんに浸透してると思いますので、その時間はもったいないので、やめます。では、本題に入ります。芸術と取手市についてです。取手市の魅力を考えて様々ありますが、全国から視察に訪れる議員の方々が口をそろえて言うのが、まず取手二高の野球のこと、そして次に、芸術があふれるまちと言っています。野球について

は、明日、関川議員がスポーツを取り入れたまちづくりについての質問を事前通告しています。そこで私は、芸術と取手市について考え、質問したいと思います。

魅力あるまちづくりが今後の取手市を大きく左右すると言っても過言ではないでしょうか。先日、宮和田小学校6年生は、取手市が人口9万人をキープするにはどうしたらよいかと考え、いろいろな案を出してくれました。私たち議員との協働事業の一つとして大いに参考になり、様々な案を今後精査していきたいと思いました。市民も取手市に魅力がなかったら飽きてしまうかもしれません。ましてや市外からは、移住・定住してこないと思います。それぐらいに市の魅力というのは大切だと思います。金曜日の一般質問で、海東議員は市の考えている魅力について、久保田議員はアートのまち取手市での書道の取組について触れました——触れていました。また、私は昨年3月の定例会で、特色あるまちづくりの推進について一般質問し、令和4年の6月定例会の総務文教常任委員会の議案外質疑で、アート・コミュニケータの活動について質疑させていただきました。

では、質問です。取手市の芸術あるまちづくりとはどういうことか、また、なぜ芸術をまちづくりに取り入れたか、その経緯などについてお聞きします。

〔12番 小堤 修君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 「今日は何の日」、楽しみにしていたんですけど……  
〔笑う者あり〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） （続） それでは、答弁させていただきます。取手市ですが、明治時代の頃に当時の政治家ですとか実業家、そういった有力者の方々が、牛久市に在住して取手で主に活動されていた日本画家の小川芋銭、また、その弟子に当たる小林巢居人——この方は取手市在住でしたけれども、そういった方々を熱心に支援するというような、芸術を支える文化というのが根づいていたというふうな記録が残っております。その頃の様子ですとかエピソードを市民団体の方がお調べになって、残っている資料やその作品なんかをまとめ上げた書籍、「取手と芋銭」という書籍で紹介をされております。また、今年度で50回目を迎えた取手美術作家展、こちらも昭和51年に第1回が開催されて毎年続いていると。このように、取手は古くから芸術を理解して、いそしみ、そして楽しむ、といったような風土が形成されていたのではないかと考えております。そのような中、平成3年に、国内唯一の国立芸術大学である東京藝術大学、こちらが小文間に取手校地を開いたということを契機としまして、翌年平成4年には、取手市と東京藝術大学との芸術文化懇談会というものを設置しまして、様々な藝大と連携をした芸術のあるまちづくりに取り組んできたという経緯がございます。この芸術のあるまちづくりでございますけれども、市の予算ですとか組織の面でも、その進展を見ることができます。平成19年度予算から、それまで「文化のまちづくりの推進に要する経費」という予算項目であったものを、「アートのあるまちづくり推進に要する経費」というふうに名称を変更し

ております。これによって、一層アートを意識した事業というものに取り組むようになりました。それから、その翌年になります平成20年の4月からは、今の文化芸術課が教育委員会から政策推進部に編入をされました。これは、まちづくりにアートを取り込むというような視点に立って事業を行っていくという視点のもとでございます。そして今現在に至っているというところでございます。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。いろいろ変遷があったということがよく分かりました。その中で、平成19年、20年あたりから、市もアートのあるまちづくりへとかじを切っていったということが分かりました。でもそれは、小文間に平成3年に東京藝術大学取手校地——以後「藝大」と言いますけれども、ができたことが大きかったということが分かりました。あと、京都にも京都芸術大学というのがあるんですが、それは市立だということで、唯一、国立はこの東京藝術大学だということが何か書いてありました。

では、2点目の藝大との関係についてですけど、どのような形で、どのように関係を構築されてきたのでしょうか、お尋ねします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） お答えいたします。取手市の取組の中で特に大きな転機となったのは、先ほど御紹介しましたように、平成3年の東京藝術大学取手校地の開設と、平成4年に藝大と市で芸術文化懇談会を設置したことです。この懇談会により、藝大の卒業・修了作品の中で優秀な者に取手市長賞を授与する制度を設けたことをはじめ、取手駅東口のストリートアートステージ事業、公立小中学校との文化交流などといった連携事業がスタートいたしました。その後、平成16年に藝大は国立大学法人となり、平成17年には取手市が藤代町と合併するなど、社会環境とともにお互いの組織も変化する中で、平成18年に改めて取手市と東京藝術大学との連携に関する協定を締結しました。これに基づき、藝大学長、取手市長をはじめとする、お互いの幹部職員による連携協議会を年1回開催し、様々な情報交換と意見交換を行ってまいりました。市長賞の音楽部門が誕生したことや、藝大美術館取手館の市民への開放についても、この連携協議会での意見交換がきっかけとなっております。また、市民・藝大・取手市の3者協働で進める取手アートプロジェクトや、取手駅周辺の活性化を目指してJR東日本とアトレを加えた4者連携協定、周辺自治体が協力して常磐線沿線を芸術によって活性化しようとするJOBANアートライン協議会にも、藝大と取手市がそろって参画し、地域活性化や地域交流といったことに一緒に取り組んでおります。藝大として、上野キャンパスではなかなかできないような陶芸の窯、ガラス・石・鉄鋼などの工房を取手校地に整備したことで、学生の創作活動の場を備えるなど、取手の地域性を生かしたキャンパス整備ができているのはと拝察しておりますし、取手市にとって藝大はステータスであると同時に、開かれた校地、藝大

美術館、高い知見や創造の力など、大きな地域資源にもなっていると認識しております。これからも藝大と取手市は連携を密にしながら、よりよい関係をつくっていければと希望しているところです。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） ありがとうございます。藝大とは、地域の活性化や地域交流を一緒に取り組む存在であり、取手市にとってステータスであり、大きな地域資源であるというふうに答弁がありましたけど、まさにそのとおりだということが分かりました。

では、質問です。藝大の存在はとても大きく、今、取手市市政に重要な位置を占めているということが分かりました。取手市は藝大と連携しながら様々な事業を展開し続けてきています。そこで、主に取手西部・中部になりますけど、これまで私が写真を撮ってきたものがありますので、それをまず紹介させていただきます。では、切替えをお願いします。

[12番 小堤 修君資料を示す]

○12番（小堤 修君） これが、宮ノ前ふれあい——戸頭の宮ノ前ふれあい公園にあるリングです。これ、もう一つあります。これがゆめみ野公園です。コロナのワクチン打ったところの手前のところの駐車場のところにあります。これは、戸頭西小の子どもが描いた絵が、国道294号線と戸頭駅に上がっていくところの隧道のところに飾られています。これは、戸頭団地の壁面に描いてある絵でして、これはTAPと一緒に作成了たもので、平成——2014年取手アートプロジェクトプロデュースによる戸頭団地の壁画作品、全11棟15面の作品群が完成しました。それぞれの作品は住民の方々から寄せられた戸頭団地の思い出やエピソードを基にしていますということです。こういうのが15面あるということで、いっぱい本当にあります。これは戸頭の団地の中の陸橋のこの橋脚に描かれたので、これは戸頭東小——当時の東小の子どもたちが描いたものです。これはゆめみ野駅の駐輪場の壁画になります。これは皆さんお分かりのように、取手駅西口の壁画です。これが市民会館ですね、こうやってみると「おっ何かすごいな」という感じがしますが、これも、きれいですね。これが今度は市長賞ですか、市長賞のやつでして、これは戸頭駅のところに3つ、3作品があります。これはグリーンスポーツセンターのところに、芝生のところにあります。次、これは緑樹荘のところですか。これが新取手の駅前のロータリーのところです。次は芸大通りということで、このストリートアートステージというんですか、これが7つありますが、今日は2つの紹介になります。あとこちらがパブリックアートということで、これすぐその、市役所の後ろの労金の裏にあるこぶし公園というところにあるやつです。こういうふうにあります。これが取手西口のところで鼻家族ということであります、階段のところです。これが東口のこの元藝大学長の宮田亮平さんの作品でシュプリングというやつです。ちょっとなかなか気がつかないかなと思うんですが、こういうものがあります。これは、この間できた——昨年、平成6年——令和6年ですかね、できました、西口の時計台と下に猫のようなこの市長賞があります。これがこの間の2月15日の広報とりでも載っていたかと思うんですが、このペDESTリアンデッキの床面の仕上げということで、藤代高校1年生の作品がこういうふう採用されています。

とてもカラフルでした。先日行って写真撮ってきたんですが、きれいによかったと思います。これは、たいけん美じゅつ場V I V A（ビバ）のオープニングのときのセレモニー前に撮った写真です。こんな感じで皆さんが集まっていました。これがとりびの中のダチョウの後ろにロケットがついてて、何か近代的なダチョウみたいなやつだったと思います。これは、先日2月21日に藝大フィルハーモニア管弦楽団の演奏会、私、行ってきました。もう超満員でして、この市制施行55周年記念事業としての演奏会で、生の演奏で、もう迫力がとってもあり感動したというのが強い印象です。会場は超満員で、全員が演奏に酔いしれていたというような形で、本当にいい事業だなというふうに思いました。以上です、写真は。

では、行政としての芸術関連の実績や成果はいかがだったでしょうか。たくさんあると思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） 小堤議員、アートのまちの魅力が分かる、とてもすてきな写真を御紹介いただきましてありがとうございます。御質問にお答えいたします。非常に多くの実績がございます。少し長くなりますが御説明させていただきます。まず、平成4年から取手市長賞の授与がスタートしました。現在までに66点の美術作品が市に寄贈され、公共施設などへの設置や展覧会を通じて市民の方に楽しんでいただいております。令和元年からは音楽部門も創設され、現在までに12人の音楽家に授与し、記念演奏会ですばらしい音楽を市民に届けてまいりました——届けていただきました。

平成9年からは市内公立小中学校と藝大との交流事業がスタートしました。藝大から学生などの技術指導者が派遣され、小学校では美術指導を、中学校では吹奏楽部に音楽指導をしていただいております。これにより、ほかの自治体に類例のない、特色ある学校教育が実現しております。

平成11年には市民・藝大・取手市の3者協働で取手アートプロジェクトがスタートしました。初期には、フェスティバル型のイベントで地域をステージとした公募展などを行い、芸術を介した交流人口の創出や市民が芸術に親しむ機会を提供しました。平成22年以降は、それまでのフェスティバル型からプロジェクト型に移行し、例えば高須地区で行われた、多くの市民関わった大空凧プロジェクトなどのような、市民生活に密着した芸術の浸透に取り組んでおります。

平成12年からは壁画によるまちづくりがスタートし、現在までに18作品が市内の街角を彩っております。これにより、壁画のあるまちとして認知度が高まり、全国から多岐にわたる問合せをいただいております。まちづくり景観活動でモデルとなる取組に表彰される「チャレンジいばらきまちづくり表彰」で、令和3年度の優秀賞に選ばれるなど、市の魅力向上に貢献しております。

平成18年には、取手市と藝大に常磐線沿線の自治体、台東区・荒川区・足立区・葛飾区・松戸市・柏市・我孫子市の4区3市とJR東日本を加えた10団体による、JOBANアートライン協議会を設立しました。これまで、アートアンブレラや、2月の定例記者

会見で発表させていただきましたポストカードアートコンテスト等の企画を展開し、常磐線沿線を芸術でつなげ、交流人口の拡大に寄与してまいりました。

さらに平成29年には、取手市と藝大・JR東日本・株式会社アトレの4者が、茨城県取手地区の活性化及び発展に向けた連携に関する協定書を締結し、令和元年12月にたいけん美じゅつ場VIVA（ビバ）が完成しました。以後、藝大の公開型収蔵庫やアート・コミュニケーター「トリバァ」の育成活躍による芸術文化の振興と交流人口の増加、駅周辺の活性化に寄与しております。

令和7年度予算でお認めいただきました対話型鑑賞ツアーは、アート・コミュニケーター「トリバァ」の活躍により、公立小学校全14校の3年生、約700人に対して実施できました。担当教諭から、「日頃発言の少ない児童が積極的に発言していた」などの談話が届いており、成果の一端をうかがい知ることができました。また、直近では先月、市制施行55周年を記念して、藝大フィルハーモニア管弦楽団をお招きし、上野に行かずして一流のオーケストラを鑑賞できる機会を市民に提供できました。小堤議員からも御紹介いただきましたように、満員のお客様の鳴りやまない拍手に感激し、さらに世界で活躍する指揮者に市民会館大ホールの音響をお褒めいただき、「また演奏したい」とまで言っていたことは誇りに思っております。これも、これまでの藝大との関係性により結実したもので、取手の特徴の一つに数えることができます。

そのほか、藝大とは関係が薄いものの、市民が中心となった芸術活動においても大きな成果を上げているものが多くございます。今や県外から多くの出演希望が集まり、約5,000人の集客がある取手ジャズフェスティバル、取手美術作家展に所属するアーティストの作品が出展され、取手の芸術文化の豊かさが感じられる「とりび」は通算50回を数えます。さらに、「とりび」を超える56回を数える取手市民美術展は、アマチュア作家のレベルの高さと層の厚さを感じることができます。文化祭では日本の伝統文化がしっかり伝承されていることと、市民芸術活動の活発さを見ることができ、とりでスクール・アートフェスティバルでは、高校生のエネルギッシュな文化活動の成果が発表されています。高校といえば、茨城県内で美術科がある県立高等学校、音楽科がある県立高等学校は、ともに2つしかないところ、市内にはその両方を持つ取手松陽高等学校があり、さらに音楽科を有する私立の取手聖徳女子高等学校を加えると、芸術を学ぶ環境として取手は特異な存在であることが分かります。長くなりました——非常に多くの芸術文化の事業があり、多くの市民や藝大の関係者等によって、取手市の芸術によるまちづくりにお力をいただいているところです。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12番（小堤 修君） 大変いろいろあるのを御紹介いただきまして、誠にありがとうございました。そのほかにも、とりでバーチャル美術館「とばび」とか、とりでオンライン美術館もあります。また、先ほど答弁にもありましたけど、JOBANアートライン協議会によるポストカードアートコンテストの結果というのは、この間の2月の定例記者会見でも紹介されていたと思います。そのとき同時に、令和7年度の藝大美術分野の取手市

長賞というのも2点発表されていたと思います。あと先ほどもありましたけど、アート・コミュニケーター「トリバア」の募集というので、きのうの広報とりでに大きく載っておりまして、こういうふういろいろなことをやってるなということが分かりました。本当にいろいろな事業が展開され、年齢を問わず、多くの人が取手の芸術文化に触れたり、携わっているということが分かりました。

では、これら数々の文化事業は、ただやみくもに事業を展開しているわけではないと思います。行政である文化芸術課としてのコンセプトや概念についての系統立てがあれば、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

文化芸術課副参事、矢部晃一郎君。

○文化芸術課副参事（矢部晃一郎君） 系統立ててということ、お尋ねいただいたかと思います。取手市の文化芸術なんですけれども、藝大との連携の下、優れた知見を取り入れた芸術振興、それから市民による文化芸術振興、さらには芸術を介した関係団体との協力により進めているまちづくりの、大きく3つがあると考えております。先日、藝大美術館取手館で開催しました藝大取手コレクション展などは、さらに高質な美術品鑑賞体験を広く提供することができ、長く続いた藝大との連携の賜物といえると思っております。小学生・中学生の頃から高質な芸術に触れられる機会を等しく提供できていること、美術・音楽の指導が受けられることは、ほかの自治体では得難い、取手市ならではの特徴と考えております。市民による文化芸術振興に関しては、文化祭や取手美術作家展に代表されますとおり、伝統芸能・美術・音楽・舞台などの市民文化芸術活動の発表と鑑賞の場を提供し、伝統文化芸術の継承と、市民文化の醸成に寄与することができたと思っております。行政が直接関わらない分野でも多くの市民が文化活動にいそしんでおり、市民文化の醸成が進んでいることを見ることができております。ただ、これまでは活動する多くの方々に支えてこられてきたのですけれども、高齢化の波が文化芸術分野にも例外なく及び、後継者の育成が課題視されております。これには、さきの藝大との連携による幼少期からの芸術体験などにより、将来活動する方々の育成につながっていければと期待しているところです。対話型鑑賞ツアーは、藝大や取手アートプロジェクトとの連携により実現できたものなんですけれども、取手市の教育の魅力を押し上げるのみならず、芸術が持つ創造の力を教育に活用することによって、将来の取手の担い手である子どもたちに様々な生きる力を育んでもらえることにもつながっております。対話型鑑賞については、これまでも何度となく御説明しているので繰り返しになってしまいますが、児童のコミュニケーション能力、他者を認める心、自己肯定感、表現力などの未来を生き抜くために必要な力を養うことに効果があると思っております。児童ばかりでなく大人にも効果がありますので、ぜひ議員の皆様にも御体験いただければと思っております。

以上、各系統の事業が相まって心豊かな市民生活の実現に、また、アートのまち取手のイメージ定着や、取手市の魅力向上に大きく寄与しているものと考えております。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。大きく3つに分類されるということが分かりました。3つ目の対話型鑑賞ツアー、これも私何年か前、「トリバァ」ができて——「トリバァ」じゃなくて、たいけん美じゅつ場ができたときに何か受けたような気がして、なかなかよかったなというふうに思いました。

では質問です。取手市には文化事業団や取手市文化連盟がありますが、それぞれ3つの分類のどれに入り、どういう連携をしているかお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） ちょっと2人で手を挙げて。譲り合い、どちらですか。

文化芸術課副参事、矢部晃一朗君。

○文化芸術課副参事（矢部晃一朗君） 文化連盟と文化事業団のお尋ねかと思えます。予算上は、先ほど部長のほうからもご答弁差し上げたとおりで、アートによるまちづくり推進に要する経費がありまして、それ以外にも市民芸術活動の推進に要する経費とか、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費など5つ、我々のほうで所管してございます。その中で文化連盟に関しましては、市民芸術活動の推進に要する経費、こちらのほうが——こちらの予算の中であてがわれているものと、文化事業団、こちらは市民会館・福祉会館の指定管理をお願いしてる部分ですので、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費、こちらのほうに予算が計上されてございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。そういうふうに経費のほうの絡みでいくとそうなるということですが、私もまさに今答弁あったように、そこについてちょっとこれからお聞きしたいなと思ってたんですけども。この3つの分類だけでなく、行政としての考え方には、各事業を行う経費ごとの取組方というのがあると思えます。今あったように、令和6年度決算や令和7年度の予算でいうと、1つ、市民芸術活動の推進に要する経費。2つ目、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費。3つ目、東京藝術大学との交流に要する経費。4つ目、アートのあるまちづくり推進に要する経費。そして5つ目が、アートギャラリーの管理運営に要する経費というふうに5つの事業があります。つまり、これは費用対効果や経営戦略的観点、または、最少の費用で最大の効果を上げる取組も必要かと思っています。経費を考えた系統立てた事業の推進についてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 確かに、予算になぞらえて分類ということは、もちろんあります。ですけれども今ご紹介いただいた文化芸術課の予算だけではなくて、先ほどから言っている藝大との連携で学校の授業として行っているもの、あるいは先ほどの写真でも御紹介いただいた西口の時計塔のように、駅前の整備と併せて行われているもの、いろいろなものが連携の中で芸術——アートのあるまちづくりというくくりの中で行われているというところから、先ほどのような分類で整理をさせていただいたというところがございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） 分かりました。文化芸術の予算だけではなくていろいろな、まさに市役所ですから、横の連携というか、そういうのがあってこそその魅力あるまちづくりだということかと思えます。そういうのは、やはり時代の流れを酌み取った事業の展開が必要だからだと思います。

では次に、5の文化芸術課の課題と展望についてですが、その前に質問です。市民から文化芸術に関する声や要望はありますか。また、あった場合、どのように対応または反映しているでしょうか。お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） お答えいたします。市民から文化芸術に関する質問があるかということですが、数多くのお問合せがございます。

○12 番（小堤 修君） 声。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） 声、ございます。ただ、以前より多くなったと感じますのは、今まで芸術、アートに興味のなかった方に魅力発信が届いているのか、小さな声から大きな声いろいろございますけれども、「取手市、アートのまちとしてどのような活動をしているのか」とか、「これに参加するのはどうしたらいいのか」、また市外の方から、「どのように発信してこのような大きく成長していったのか」というようなお声はいただいております。今までアートに御興味のある方は、自分からそのような状況を——情報を察知してたかと思うんですけれども、最近は、そういう方ばかりでないというのが印象として残っておりますので、これからもアートに興味のある方、アートに興味のない方、また興味はあるけれども、ちょっと状況的に情報がキャッチできないんだよというような方にお届けできるように、発信しながら、お声をいっぱいいただきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。市民からそういういろいろな考えとか声とかいろいろあるということで、本当にいいことなんだろうと思うんですが、文化芸術課としては大変なのかなというふうにも思います。

もう一つ質問です。この文化芸術課としての苦労とか達成感についてはどうでしょうか。ぜひお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） お答えいたします。苦労というのは、やはり業務量も多いですし、ただ、それをやった後の達成感、とてもうれしいなと思うのは、「取手市民でよかった」というお声をよくいただきます。そしてまた、「取手市がうらやましい」というお声もいただきます。そして、最近心がけているのは、いろんな世代の方とアートの力を信じて交流していきたいなと思っておりますので、そのような、「今まで参加する機会がなかったのに、そういう機会を与えてくださってありがとうございます」と言われたりすることがとても励みとなって、やりがいにつながっております。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） ありがとうございます。苦勞もあるけれども、そういう声があつて自分たちのモチベーションも上がっていくということで、それが取手市の芸術文化の隆盛にもなっていくということかと思ひます。本当に大変お疲れさまでございます。

では最後に、今までお聞きしたいろいろなことを踏まえまして、文化芸術課が課題と思つてることや、今後の展望についてお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 政策推進部長、齋藤嘉彦君。

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） 課題と展望ということでございます。課題といたしましては、先ほども申し上げました——もう既に取り組んでいるところもあるんですけども、どうしてもこの高齢化というのが進んでいまして、公民館などで活動されているような団体も含めて、どうしても担い手が高齢化をしてきているということで、後継の——この後の担い手の育成というのがすごく喫緊の課題となっていると考えております。そのために、何とかこの小さいうちから——幼少期から芸術に親しめるというような機会を提供をして、文化芸術というものを身近に感じながら成長していける環境、そういったものを整備していくことが大事なのではないかなと。そして将来、何らかの形でこの文化芸術の活動に携わつて、またコミュニティーを形成していただけるような、そういった子どもたちを育成していきたいというふうに考えています。

それから、将来にわたつてですけども、この芸術文化、先ほど私が答弁したように、文化芸術の振興というだけではなくて、それをまちづくりの中で一体的に行つていきたいという視点で行つております。このアートのまちあるまちづくりの推進というのが、その名のおりに進んでいくように進めていきたい。そういったことを積み重ねていくことによって、この社会交流人口の増加、移住定住の促進、それからアートを介した地域共生社会の実現、こういったいろいろな市民のウェルビーイングにつながるような動きとして進めていきたいというふうに考えております。芸術文化については、とりで未来創造プラン2024においても、重点施策3、魅力の創造と——魅力の創出と移住定住の推進というところに位置づけて、市の魅力の1つであるというふうに取り組んでいきたいと思つておりますので、今後とも御支援をいただければと思ひます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○12 番（小堤 修君） 齋藤部長、ありがとうございます。最後に大きくまとめていただきまして、長きにわたり、大変お疲れさまでございました。今回の質問を通じて、芸術や文化は、子どもやあらゆる層の人々が豊かな感性や発想力、創造力を育むと同時に、多様な教育や体験をする場でもあると思ひました。そしてそういった気持ちから市民活動が活性化したり、地域交流が盛んになり、主体的に盛り上がつてきてこそ、日常の中にアートが溶け込み、市民のウェルビーイング——先ほども部長も言つてましたが、ウェルビーイングにつながるというふうに私も思ひます。それこそが、芸術が取手市の魅力あるまちづくりの大きな太い柱として根差していき、とりで未来創造プラン2024につながることを思ひました。今後とも是非、文化芸術課の皆さん、他の機関、団体、藝大といろいろ連携しながら、ぜひ取手市の魅力をアップしてください。どうもありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、小堤 修君の質問を終わります。

続いて、岡口すみえさん。

〔3番 岡口すみえ君登壇〕

○3番（岡口すみえ君） おはようございます。創和会、岡口すみえでございます。季節も春、小堤議員の冒頭の挨拶にもありましたが、市役所の裏の河津桜がとてもきれいに咲いております。本日は、河津桜の色を意識しまして装いを整えてまいりました。傍聴にお越しくださっている皆様方、そしてインターネット配信を御覧いただいている皆様に、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

物価高騰が続き、市民生活は依然として厳しい状況にあります。本日の質問は、いずれも暮らしの安心と将来への備えに直結する重要なテーマとなります。市民の皆様の声をしっかりと受け止め、真摯に向き合ってまいります。どうぞ最後までよろしく願いいたします。資料もございますので、席を移動させていただきます。

〔3番 岡口すみえ君質問席に移動し資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 資料をお願いいたします。子どもたちへの投資は、未来の取手市への投資です。最初に、生成A Iの活用による学力向上と誰一人取り残さない学びについて、質問いたします。取手市では、教育大綱において、一人一人の可能性を伸ばす教育、多様性を尊重しともに学び合う教育を掲げておられます。私はこの理念は、まさにこれからの時代にますます重要になると感じています。社会は急速に変化し、子どもたちが生きる未来は、私たちの想像を超えるスピードで進んでいます。その中で今、大きな転換点を迎えているのが生成A Iの登場です。生成A Iは脅威でしょうか、それとも子どもたちの可能性を広げる道具となるのでしょうか。私は、使い方次第で、教育の質を大きく高める力があると考えています。文部科学省も、生成A Iを思考力・判断力・表現力を育てる学びのツールとして活用すべきと示しています。生成A Iの利活用によって、学力向上と誰一人取り残さない学びをどう実現するのか、市の考えを順次、質問いたします。

初めに、生成A I時代の学力観と本市の教育ビジョンについて、質問いたします。生成A Iが情報を瞬時に示す時代においては、知識の量よりも、問いを立て、考え、判断する力が重要になると考えます。そこで、伺います。生成A I時代の学力を本市はどのように捉えているのか。また、その学力を育てるため、学校教育に生成A Iをどのように位置づけ活用していこうとしているのか、教育長の見解をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 答弁に先立ちまして、議会初日、再任人事案に御同意いただきまして、誠にありがとうございます。「住み続けるほど好きになる街をつくる！！」ため、なお一層、教育行政の充実を図ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。私たちは既に生成A I時代の真っ

ただ中におります。本市におきましても、この技術革新を前向きに捉えるとともに、もたらされる課題への対応も十分に行った上で、子どもたちの可能性を広げる強力なツールとして積極的に教育現場へ導入していく考えでございます。AIを適切に使いこなし、自らの学びを加速させる力は、これからの社会を生き抜く上で不可欠な要素であり、誰一人取り残さない個別最適な学びを実現するための重要な鍵になるものと確信しております。一方で、AIがどれほど進化をしても、教育の根幹において決して忘れてはならないのは、人間ならではの力だと考えています。土の臭いを感じ、風の音に耳を澄ませ、仲間の心の痛みに共感するといった五感を介した学び、これは人間にしかできません。こうした実体験を通じて物事を自分ごととして深く捉え、なぜだろう、どうしてだろうといった問いを立て、この間、自らの考えを表現していく。このプロセスこそが、AIには代替できない、これからの時代に求められる真の学力につながるものと考えています。また、アートの精神は、まさにその力を育む土壌であると考えています。AIの活用を推進するとともに、正解が一つではないアートの視点を生かして、子どもたちが自由な発想で考え、五感をフルに活用して自分らしさを表現できる教育を今後とも推進してまいります。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ただいま石塚教育長様からは、AIと取手ならではの感性を育む教育を融合させ、五感をフルに活用した、自分らしさを表現できる教育を推進していくと、力強い答弁をいただきました。ありがとうございます。生成AIは、理解度に応じた説明や、つまづきへの即対応など、個別最適な学習支援を可能にします。これは従来の一斉授業では難しかった支援です。本市では英語教育で生成AIの活用が始まると伺っております。導入の目的と期待される効果について、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、岡口議員の御質問に答弁させていただきます。本市では、実践的なコミュニケーション能力の育成を最重要課題と捉えております。今回の生成AI導入の最大の狙いは、議員からもありましたとおり、一斉授業では困難であった圧倒的な発話量の確保と、また個に応じた即時フィードバックの両立です。AIが熟成度に応じた対話相手となることで、児童生徒が間違いを恐れずに挑戦できる心理的安全性を確保し、学校のみならず家庭でも、いつでもどこでも学びを継続できる環境を整えます。一方で、言語習得の本質は、他者と心を通わせることにあります。そのため、AIによる個別学習に加えまして、来年度からはALTを増員し、対面による生きたコミュニケーションの場をさらに拡充していきたいと考えております。デジタルによるトレーニングと人との実践的な対話を組み合わせ、誰一人取り残すことなく、子どもたちの英語力を引き上げてまいりたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。英語教育における生成A Iの導入は、先進的な取組だと受け止めております。A L Tの増員と併せ、子どもたちの英語でのコミュニケーション力の育成に期待しております。

資料をお願いいたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 次に、プログラミング教育で導入を検討している生成A I搭載型ロボットについて、その教育的効果をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 岡口議員の御質問に答弁させていただきます。本ロボットの導入の最大の効果、これは子どもたちの知的好奇心の扉を開き、学びへの主体性を引き出すことにございます。自ら作成したプログラムで目の前のロボットが動くという実感を伴う体験は、何物にも代え難い成功体験となり、論理的思考力を育む原動力となります。さらに、生成A Iの対話機能を活用することで、ロボットは単なる話し相手ではなく、設定次第で客観的なアドバイザーや異なる立場の人といった、多角的な視点を提示する存在となり得ます。これにより、子どもたちは1つの事象を多様な視点から捉え直し、協働的な学びを深めることが可能となります。対人に不安を持つ子どもにも優しく寄り添うロボットを、思考を広げる伴走者として活用し、現場の先生方と連携して学ぶ楽しさを実感できる環境づくり、これに熱意を持って取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。子どもたちが自ら組んだプログラムでロボットが動く体験を通じ、論理的思考力と学ぶ楽しさを育む環境づくりを期待いたします。

次に、本市が掲げるインクルーシブな学びにおいて、生成A Iは不登校児童生徒への新たな支援ツールとなり得ます。そこで、不登校児童生徒に対する生成A Iの活用可能性について、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。本市では生成A Iを単なる学習道具ではなく、子どもたちの心の扉を再び外へと開くための伴走者、これと位置づけております。対人不安を感じている時期であっても、生成A Iであれば自分のペースで安心して思いを伝えることができます。大切なのは、A Iとの対話を通じて考えが伝わる喜び、達成感や——達成感を取り戻し、それを土台として再び人との関わりや豊かな実体験へ踏み出す勇気を育むことです。デジタルという安心できる入り口から、人のぬくもりを感じるリアルな社会へという出口へ、一人一人の心に寄り添い、子どもたちが豊かな人生の彩りを感じられるよう、一貫した支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。一方で、生成AIの活用により、子どもたちが自ら考える力が弱まるのではないかとの懸念もあります。この件について、教育委員会の考えをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。子どもたちの思考が停止してしまうのではないかと、こういった懸念かと思えます。まさに、これは生成AIにおいて最も留意すべき点であると認識しております。本市では、AIを思考のゴールではなく、自分の考えを磨き上げるための伴走者として捉えております。AIが瞬時に答えを出す時代だからこそ、その情報の真偽を確かめ、自分なりに判断するクリティカルシンキング、これこそが重要となります。五感を介した実体験を持つ子どもたちは、AIの回答を素材とし、そこに自らの感性であるアートの視点を加えて再構築するようなことで、成長してまいります。AIの回答を出発点として、そこからさらに深く考え抜くプロセスを通じ、自らの頭で思考し続けるたくましい子どもたちを育ててまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。生成AIは、教育を代替するものではなく、生かすものです。学力観の転換と個別最適な学びを進め、誰一人取り残さない教育を実現することが重要です。英語教育やプログラミング教育における生成AIの取組を生かし、取手市の子どもたちの思考力・判断力・表現力を育て、未来を担う人材を育成していくことこそ私たちの責任であることを申し上げ、この質問を終わりにします。

資料をお願いいたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 続きまして、生命（いのち）の安全教育について、お伺いします。本件につきましては、2025年3月議会においても取り上げ、生命（いのち）の安全教育の着実な実施と、継続的・体系的な指導体制の構築を求めたところであります。その際、今後、計画的に推進していくとの御答弁をいただきました。国においては、文部科学省が本教育を推進し、子どもたちが性暴力や不適切な関係から自らを守る力を育む取組を進めております。前回、質問から約1年が経過し、その後の進捗と成果、そして課題を検証する必要があると考え、改めて質問いたします。

最初に、生命（いのち）の安全教育の進捗状況について、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。近年の性に関する問題の低年齢化や、SNS等の普及によるリスクは年々高まっており、性に関する学習は喫緊の課題であると考えております。厚生労働省の調査では、日本では年間およそ39万人、1日当たり1,000人以上の子どもたちが性被害に遭っているというようなデータも示されております。そのため、これまでの生命（いのち）の安全教育をさらに発展させ、性教育を自分と他者を大切にすると人権教育や、自己の生き方を考えるキャリア教育として捉え、取

手市独自の包括的性教育、性と生命（いのち）の学びプロジェクト、これの展開を検討しております。このプロジェクトは、小学校から中学校までの9年間の指導を体系化したものであり、このように市内全校で一貫して行う継続的な包括的性教育は、全国的に見ても極めて先進的な試みであり、県内では初となるものでございます。本プロジェクトでは、体のプライベートゾーン、第二次成長、性暴力や性被害、望まない妊娠、デートDVなどの内容に加え、人間関係の構築や自己理解、ジェンダー平等、多様性の尊重など、人間が生きていく上で根幹となる内容を包括的に学習します。9年間を見据えて、発達段階に応じてこれらの内容を体系的に学んでいく体制を整えることで、子どもたちが自分と他者の心・体・プライバシーを尊重する態度を養います。また、予期せぬ性被害や意図せず加害者となることを未然に防ぐための正しい知識の習得と自己指導能力を身につけ、多様な社会の中で自らの人生を主体的に切り開いていく生きる力を育むことができる、と考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。御答弁の中に、性と生命（いのち）の学びプロジェクトの紹介がありました。このプロジェクトでは、具体的にはどのような学習をするのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。性と生命（いのち）の学びプロジェクト——取手市独自の包括的性教育ですが、小学校では「生命の誕生や心と体の変化」、これらをテーマに自他を尊重する意識を育みます。中学校では「人間関係と性的行動」、これをテーマに学習指導要領を補完しつつ、生徒本人及び保護者の同意のもと、文科省の歯止め規定よりも一歩踏み込んだ内容を含めて学習する予定でございます。具体的には、小学校4年生で思春期の体の変化や性の多様性を、中学校では妊娠の仕組みや性的同意、人間関係について学習いたします。こうした段階的な学びを通じ、子どもたちが、正確な知識に基づき、倫理感と責任ある行動ができる判断力を身につけられるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遅参届のありました赤羽直一君が出席いたしました。

岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。性と生命（いのち）の学びプロジェクトですが、先生たちの指導だと、かなり専門性もあります。今後展開するに当たり、外部講師の活用などは予定されてるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 答弁させていただきます。本プロジェクトは、実効性のあるものとするため、外部専門家との連携は極めて有効であると考えております。具体的な候補としては、本市の性教育に長年尽力され、助産師、看護師の資格をお持ちの生命（いのち）の教育のスペシャリストの先生を想定しております。豊かな臨床経験と正確な知見を持つ講師が直接子どもたちに語りかけることは、単なる知識の伝達にとどまることはござ

いません。子どもたちが命のとうとさを正しく理解し、自らの生き方や他者との関わりを深く考える貴重な機会となります。高度な専門性を持つ講師と学校現場が密接に連携し、9年間を見据えて包括的性教育を行うことで、子どもたちが自他の尊厳を守り抜く力、こういった力を育ててまいりたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。高度な専門性を持つ講師と学校が連携し性教育を行うことにより、自他の尊厳を守りぬく力を育ててほしいと思います。子どもたちの生命と尊厳を守る教育、後回しにできる課題ではありません。むしろ、この時代だからこそ確実に根づかせていく責任があります。この実効性ある取組を深化させることを強く求め、私のこの質問を終わりにいたします。

資料をお願いいたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 次の質問は、結婚を勧めるのではなく、出会いを孤立させないまちへという視点から婚活支援についてお伺いします。少子化対策というと、どうしても子育て支援や教育施策に議論が集中しがちです。もちろん、それらは極めて重要です。しかし、私はそのもう一つ前の段階である、出会いや結婚をめぐる環境に、今、大きな変化が起きていると感じています。市民の方からは、「結婚したい気持ちはあるが出会いがない」「職場と家の往復で人と知り合う機会がない」「婚活を始めたいが、民間サービスは費用が高く不安がある」、こうした声が、若い世代だけでなく、30代40代の方からも数多く寄せられています。結婚は行政が促すものではありません。個人の自由であり、価値観が多様であることは私も十分承知しております。一方で、出会う場やきっかけが社会構造として減っている。この現実に対して、行政がそっと背中を押す環境づくりを行うことは、決して行き過ぎた支援ではないと考えます。本市では、地域活動の担い手不足、将来的な人口減少、地域コミュニティの希薄化といった課題を抱えております。結婚や家族形態は、これら全てを解決する万能薬ではありません。しかし、地域に人が根づく一つのきっかけになり得ることもまた事実です。市として婚活支援を、少子化対策、定住促進、若者支援といった観点からどのように位置づけているか、見解を伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 岡口議員の御質問に答弁いたします。結婚や家族形成といったライフイベントは、地域に人が根づく一つのきっかけでもあり、結婚支援は少子化対策の大きなテーマの一つとして、取手市こども計画の中でも重要な位置づけをしております。こども計画の方向の一つ——方向性の一つとして定めている、若者に夢や希望を与える支援のもと、定住化促進住宅補助事業、とりで住ま入る（スマイル）支援プランでの子育て世帯への補助金の加算、また、高校生が妊娠や出産について正しい知識を持ち、主体的にライフプランを考える機会をつくる講座など、自分の将来について前向きに考えるき

っかけとなるよう、個別の取組を進めているところでもございます。取組の一つである結婚新生活支援事業についてですが、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用を補助する事業となりますけれども、令和7年度より、所得要件を500万円未満から600万円未満へと拡充し、2月末時点においての昨年度の申請件数は9件であったのに対し、今年度は30件と大きく増加し、申請世帯の中には市外からの転入世帯も多く含まれている状況です。以上のことから、本市における結婚支援は、少子化対策の入り口支援であると同時に、ライフステージに応じた切れ目のない支援の出発点であると位置づけております。結婚から妊娠・出産・子育てへと続く各ステージを見据え、若者が未来に希望を持ち、安心して人生設計を描くことができるよう、今後も、若者支援や定住促進につながる施策として、関係各課と連携を進めながら今後も続けてまいりたいと思います。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。資料をお願いいたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 次に、本市の未婚・結婚をめぐる現状についてお伺いします。こちらは取手市の20歳から45歳までの男性の未婚率を表したグラフです。そして、こちらは女性の未婚率です。この未婚率の傾向について、市としてどのような課題認識を持っているのか、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。本市の未婚率は、令和2年の国勢調査によりますと、未婚率が25.6%と、県平均の26.0%と比較してもやや低く、茨城県内市町村の中では21番目と中位程度の水準に位置しております。未婚率は若年層ほど高く、20代後半から30代にかけても依然として高水準でございまして、40代においても一定割合が未婚という状況は、茨城県及び全国と同様の傾向であると分析しております。こういった未婚化・晩婚化の傾向は、結婚や家族を持つという選択肢に対する価値観の変化や、若者が将来設計を描きにくい社会的・経済的背景の現れであり、少子化の直接的な要因になると捉え、重要な課題であると認識しているところでございます。本市といたしましては、こうした価値観の多様化を前提に、結婚や家族を持つことを希望する方が経済的不安や出会いの場がないことなどにより希望を実現できない状況に対して、課題意識を持ち、環境整備に努めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。次に、現在の取組と県事業との連携についてお伺いします。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。結婚や出会いに関しまして、市が直接的にマッチングを行う事業はないものの、相談があった場合には、県が行う支援事業を案内し、出会いの機会につながるよう対応を行っております。県と連携した取組として

は、いばらき出会いサポートセンターと協力し、出張相談・登録会開催時の会場手配の整備、イベントの広報、周知啓発などを通じて、結婚や出会いに悩む方へ相談機会の提供を行っております。加えまして、茨城県より委嘱されたいばらきマリッジサポーターとも連携を図りながら、結婚相談会開催後の情報共有、市へ相談を受けた際の適切な取次ぎなど、支援につながる体制を整えているところでございます。今後も、結婚や出会いに関する相談を受け止めつつ、県と連携しながら、希望する方が必要な制度を知り前向きに出会いの機会を得られるよう、環境づくりに努めてまいります。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。市として、いばらき出会いサポートセンターなど、様々な取組をしているということを理解いたしました。ここで私から提案を含めてお伺いします。婚活支援というと、大規模イベントや高額な委託事業を想像しがちですが、必ずしもそうであるとは限りません。例えば、市が主催するのではなく、民間や団体の取組を後援する。公民館や公共施設を交流の場として活用する。趣味や学びを入り口にした自然な出会いの場をつくる。こうした小さく始める支援であれば、行政の負担を抑えながら市民のニーズに応えることが可能です。市として、このような形の出会い、婚活支援について、今後検討していく余地はあるか、お聞かせください。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 誠君） お答えいたします。結婚支援につきましては、大規模な委託事業に限らず、民間企業や団体の主体的な取組を後押しする形の支援も有効な手法の一つであると認識しております。これまで市の取組としましては、取手市商工会青年部主催の婚活イベント「とりで逢い。」に後援という形で協力し、地域発の出会いの場づくりを応援してまいりました。また、去年は茨城県主催により、取手市・つくばみらい市・利根町の3市町合同で、恋活イベント「恋する冬のランチパーティ」を実施し、参加者のマッチング率も高く、大変好評をいただいたところでございます。結婚や出会いは人生における大切な御縁であり、その一つ一つが新しい家族や未来、地域の活力へつながっていくものと考えます。若者の価値観やニーズを適切に捉え、公益性にも十分配慮し、県や近隣自治体・民間企業や団体など、あらゆるステークホルダーと連携を取りながら、今後も結婚支援や出会いの場の創出の可能性について模索をしてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。3市町合同の恋活イベントではマッチング率も高かったとのこと、今後もそのような出会いの場の創出をお願いいたします。

最後に申し上げます。婚活支援は、「結婚をきなさい」という施策ではありません。「出会いがない」という社会の構造的課題に、行政が寄り添う姿勢だと私は考えます。市が前面に出なくても構いません、大きな予算をかけなくても構いません。まずは市として、「出会いの場づくりを応援します」、そのメッセージを示すことが大切ではないでしょうか。結婚したい人が孤立せず、一人で悩まなくても済むまち、そんな取手であることを願ひ、この質問を終わりにします。

資料をお願いいたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 老後の不安にどう向き合うかの質問です。少子高齢化が進む中、家族形態や暮らしは大きく変化し、取手市でも単身高齢者や身寄りのない方、介護・認知症を抱える世帯が増えています。市民からは、「入院や施設入所の保証人がいない」「手続を頼める人がいない」「亡くなった後のことが不安」といった声が寄せられています。これらの不安は死後の問題だけでなく、日常生活をどう支えるかという課題とも深く結びついています。終身サポート事業はその一つの手段ですが、それだけでは十分ではありません。生活支援も含めた総合的な対応が必要ではないかとの観点から、終身サポート事業と行政の役割について伺ってまいります。

1つ目の項目ですが、終身サポート事業に対する市の認識につきましては、さきの染谷議員の質問に対する御答弁に、取手市の高齢化率、そして独り暮らし高齢者が増加していること、また家族がいても頼れる人がいない状況にある高齢者の意思決定等を支援する仕組みづくり、また行政のサポートが重要であるということがありました。この質問は除いて、次の質問に入ります。

2つ目の質問、終身サポート事業の現状と課題についてお伺いします。民間事業者による終身サポートについて、内容や質のばらつき、契約や金銭管理をめぐるリスクなどが指摘されています。市として、こうした民間サービスの現状と課題をどのように把握し、どの点に問題意識を持っているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの岡口議員の御質問に答弁させていただきます。民間事業者による終身サポートに関しましては、将来にわたる身元保証等のサービスであることや、死後のサービスも含み、契約期間が長期にわたること。また、サービス提供に先行して一部費用を前払いするなどの契約内容の、こういった適正な履行を確認しにくいことなど、判断能力の低下が懸念される高齢者を主な対象者としているため、高齢者の一—契約者の意思能力の有無等をめぐって事後的に争いが生じる可能性がある、このようにも捉えております。そのため、各種関連法も踏まえ、事業が適正に営まれることが何より重要であると考えております。厚生労働省におきましては、高齢者終身サポート事業を行う事業者の増加に伴い、利用者を保護し適正な事業運営を確保し、利用者の安心感を確保するため、令和6年6月に高齢者等終身サポート事業者ガイドラインを作成しております。現在では、このガイドラインにのっとり適正な事業運営が行われていると、市としては認識のほうをしております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。契約の長期性や前払金などの課題、

そして、国のガイドラインに基づく対応状況については承知いたしました。

続いて、行政としての関与の在り方について。終身サポートに関する相談では、死後の問題に加え、今の生活をどう続けるか、判断が難しくなったときどうすればよいかといった声も多いのではないのでしょうか。終身サポートに関連して生じる生活支援の相談をどのように受け止めているのか、市の現状と——現状認識と課題をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。いわゆる生活支援に関してですが、市では様々な相談に対して、現時点の困り事はもちろんのこと、この先起こり得る問題などに関して、いつの時点でどこに相談し、どのような支援が受けられるかなどの御案内や御説明を行っております。すぐに必要——支援が必要な場合は、他機関と連携し、成年後見制度や任意後見制度や死後委任事務などとともに、必要に応じ身元サービス——身元保証サービス等の情報提供を行っております。引き続き様々なニーズにお応えできるよう、それぞれに寄り添ったサポートを継続してまいります。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。他機関との連携を通して、それぞれに寄り添ったサポートの継続を引き続きよろしく願いいたします。

次に、染谷議員の御答弁にあった終活便利帳について詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。「私と家族の終活べんり帳」という冊子を令和8年6月に発行したいと考えております。様々な整理、介護、相続、不動産、葬儀やお墓、おひとり様と、7つの内容について解説を行っております。具体的には、持ち物の整理の考え方、デジタル遺品について、介護の知識、遺言書について、不動産の相続について死後委任事務や身元保証についてなど、終活に必要な幅広い情報が掲載されております。配布場所としましては、未来ノートと同様に、藤代駅前、戸頭窓口や取手支所、市内の5つの地域包括支援センターで配布を予定しております。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。終活べんり帳が今年の6月に発行予定とのこと、市民の皆様に活用していただけるよう、しっかりとした周知をお願いいたします。

資料をお願いいたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 染谷議員は笠間市と横浜市の例を挙げておられましたが、私は近隣自治体である我孫子市を紹介いたします。我孫子市では、社会福祉協議会に委託し、あんしん生活支援事業を行っております。行政が関与し、身元保証・金銭管理・見守り・死後事務への備えまで含めた、終身にわたる生活支援に取り組んでいます。本市においても、終身サポートに関する分かりやすい情報提供や相談体制の整備を今後も検討していく考えがあるのか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。我孫子市の事例の御紹介、ありがとうございました。他自治体においても様々な形で整備が行われていることを認識しております。取手市においても引き続き、相談機関である社会福祉協議会や地域包括支援センターにおいて、生活の不安や困り事などの相談窓口となり、様々な関係機関と連携した支援を続けるとともに、より安心した生活を送れるよう、他自治体の事例などを丁寧に確認し、支援の方向性を広げていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございました。本市においても単身高齢者の増加や支援ニーズの多様化が進む中、終身サポートに関わる課題は、今後さらに重要性を増していくものと考えます。引き続き、関係機関との連携を強化し、市民が安心して老後を迎えられる体制の充実を要望し、私のこの質問を終わりにします。

資料をお願いいたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） 最後の質問に移ります。2月2日に開設された取手市のスマホ市役所では、市役所に足を運ばなくても情報取得や手続きができる、新しい行政窓口として評価できる取組です。行政のデジタル化は、効率化だけでなく、市民の暮らしにどれだけ身近になるかが重要です。スマートフォンは、今や高齢者を含め多くの市民の日常を支えるツールとなっています。これまで私は、市民が気づいた道路の不具合などを簡単に届けられる仕組みを提案してきましたが、スマホ市役所により、そうした声をスマホ一つで届けられるようになったことは、大きな前進です。一方で、開設がゴールではありません。市民にどのように使われ、暮らしの中でどう役立っているのかが問われます。そこで、開設後の利用状況、市民の反応、見えてきた課題、そして今後の発展について、順次伺います。

初めに、スマホ市役所の開設に当たり、どのような利用者層を想定されていたでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

〔総務部長 吉田文彦君登壇〕

○総務部長（吉田文彦君） それではお答えをさせていただきたいと思えます。先ほど岡口議員からもございましたとおり、高齢者の方もスマホの保有率が非常に高くなっているというお話もございました。そういった状況の中で、特にターゲットを絞らずに一人でも多くの市民の皆さんに御利用いただいて、便利さを感じていただいて、これまで市役所に来ていただいた時間を御自分の時間として使用していただきたい。そのように申請等を備えていきたいというような思いで準備を進めてきたというところでございます。まだ始まって何せ1か月でございますので、今後、順次できるものを進めていきたい、そのように考えているところでございます。

〔総務部長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。続いて、どのような効果を期待していたのでしょうか、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。効果ということですが、ただいまの部長答弁にもありましたとおり、市役所に申請等に来なくていいといった手続の一つでも多く増やしていこうという思いで、導入をさせていただいたところでございます。また、各種システムいろいろ、例えば何々予約システムといったものを各課で導入されていますが、このスマホ市役所のほうでできるものに関してはそちらに移行して、今まで使っていたシステムからは脱却を図り、財政的な効果も生めればと考え今進めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。次に、実際に開設するに当たり、市民が使いやすくなるよう工夫した点はありますか。

○議長（山野井 隆君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） 工夫した点としましては、まず本市が導入したシステムにつきましては、説明書が要らないといったものがセールスポイントになっているんですけれども、とはいえ導入して初めてでございますので、各種手続等の案内のページをホームページでアップいたしまして、そちらを見れば手続が容易にできるといったようなフォローなんかもさせていただいてるところでございます。また、岡口議員も御利用かとは思いますが、2月2日から取手市の公式LINEのトップページが変わりました。その下にあるリッチメニューと呼ばれるところ、こちらも視覚的に分かりやすくするといったところを各課と工夫——協議をしながら、導入に至ったといったところが取り組んできたところでございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。次に、スマホ市役所開設後の利用状況について、お伺いします。現在、どのようなサービスが多く利用されているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。数で多いのは、AIチャットボット、こちらが約1か月間で1,209件の問いをいただいているところでございます。それと、ごみの日リマインダーといいまして、いろいろ燃えるごみの日とかを登録をすると、前日の午後7時に、「明日は燃えるごみの日です」みたいな通知が——LINEメッセージが来ます。こちらが昨日現在で168の方が御利用をいただいているところでございます。それと、公民館の予約の件数につきましては、全体で1,246件ありましたが、そのうちLINEからの申請が143件で11.5%、こういったところが主な利用状況となっております。なお、今現在、導入初期ですので、申請していただいた・手続していただいた方に、アン

ケートの御協力をいただいています。181件ご回答いただいております、約7割の方から「非常に満足」「満足」といった回答を頂戴しているところでございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。公民館の利用状況ということで11.5%と、1か月しかたっていないにもかかわらず、これだけ多くの割合がこのスマホ市役所を使われているというので、本当に市民の皆様へ寄り添っているというか、使いやすいスマホ市役所になっているんじゃないかなと私も思います。また、アンケートも——私自身もお答えさせていただきました。181件あったということで、それだけ多くの市民の皆様が期待している現れではないかなというふうに思います。

続いて、質問なんですけれども、私のところに寄せられているスマホ市役所についての声としては、「市役所に行かなくても申請できるので便利になった」といった肯定的なものもあれば、「LINEとか使っていないし使えるか不安だな」「難しそうだな」「まだ登録していないよ」——否定的なものもあります。市のほうで把握している、その内容についてお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。導入してまだ1か月ですが、そのアンケート——利用満足度アンケートのほうでの御回答の中から、一部お答えをさせていただければと思います。よかった点のほう側の回答としては、「ごみ出しリマインダーが秀逸である。便利である」とか、「公民館の予約にかかる時間が減ってうれしい」とか、「道路の通報が空いた時間でスムーズにやり取りできる」とか、といったようなお声をいただくとともに、「免許を返納したので、市役所に行かなくて済むような手続で充実してほしい」といった御意見や、「足が不自由で外に外出するのがなかなか難しいといったところで、こういったものは便利である」、といったような御意見を頂戴しているところでございます。一方で、改善の要望といたしましては、LINEの構造上、サブアカウント——予備アカウントの、タブレットで——スマートフォンがメインで使っていてタブレットも活用されている方というのが、その「タブレットでは申請等ができないといったことがどうしてもあるので、そこら辺を改善できないか」なんていった御意見を頂戴しているところであったりとか、「入力項目が多い」といったような御意見なんかも頂戴しているところでございます。いずれにいたしましても、年代関係なく一人でも多くの方に御利用いただけるような形で、これから進めていければなと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。市民の皆様からの声を、今後の改善に生かして行ってほしいと思います。

次に、高齢者世帯の状況と課題——利用の状況と課題について、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。高齢世代のということでございますが、今現在、利用の年代層で多い層が、40代から50代となっております。70代以上の方も約10%の方が、取手市の公式LINEのほうにお友だち登録をいただいておりますので、さほど著しく年代で差があるといったところは、今のところはないといったところではあります。逆に申しますと、若い世代のほうに登録が少ないというような傾向が、今のところはありませんので、世代関係なく友だちと——まずは入り口である友だち登録といったところの広報活動や推進の活動を、これから進めていければと考えているところでございます。なお、当課でスマホ教室の開催をこれまでしてきた中で、この2月からこういったことになっていきますよというような案内を、冒頭もしくは終わりの挨拶でさせていただくと、非常に好評価をいただいたり、その教室で友だち登録をしていただいたりといったところで、地道な活動もしつつ、よろず相談なんかを行っておりますので、そこら辺でも活用しながら進めていければと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。若い世代があまりこの登録をされていないというふうなことでしたので、そこをいろいろ広報活動を行っていただいて、いろんな幅の層の方々が使っていただけるように、周知のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。スマホ市役所が始動したことで、行政サービスへのアクセスの仕方に変化が訪れてきていると感じます。市の重要施策の一つである健康づくりや介護予防に関して、どのような形でスマホ市役所に位置づけられているかお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質問に答弁させていただきます。市では、健康づくりの意識向上や健康寿命の延伸などを目的に、様々な事業施策を展開しております。また、シルリハ体操——シルバーリハビリ体操ですね。またチューブ体操など、そのような市民の方々へ広める体操などについては、各団体と協力しながら、また地域の方々とも協力しながら様々な活動を続けております。このような中ですが、このような健康づくり——介護予防の施策をスマホ市役所などのIT技術とどのように結びつけて位置づけていくかに関しましては、施策について市が単独で実施しているものと、また、先ほど申し上げたように、各種団体様が中心となって活動していただいているものなどがございますので、まずは、市が実施する様々なイベントに関しましては、スマホ市役所を新たに活用することで、さらなる普及啓発に努めるとともに、各団体様が関わる事業に関しましては、どのような形でこの新たなスマホ市役所を活用できるかについて、協議または情報共有、しっかりと進めてまいりたいと考えております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） 御答弁ありがとうございます。スマホ市役所を通じて、健康づくりや介護予防の情報発信がさらに広がる可能性があることを理解いたしました。それでは、次の点についてお伺いします。高齢化が進む中で、健康づくりや介護予防は、今後ますます重要な行政課題となっていくと思えます。

資料をお願いいたします。

〔3番 岡口すみえ君資料を示す〕

○3番（岡口すみえ君） そのような中で、例えば、足立区では、スマートフォンのLINEを活用した脳活ラボにより、介護予防や高齢者の社会参加につなげる取組が行われています。こうした先進事例も踏まえ、取手市として、スマホ市役所とうまく連携させるなどのお考えはあるでしょうか。現時点での認識をお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 高齢福祉課長、井橋久美子さん。

○高齢福祉課長（井橋久美子君） お答えさせていただきます。足立区は独自LINEによる脳活ラボを構築した介護予防、認知症予防事業の一体化を図っているほか、アプリを利用し、認知症予防だけでなく、健康づくりやボランティア活動など、幅広い事業を取り入れている自治体が複数あることは確認しております。アプリを使った市の介護予防、健康増進施策は、高齢化社会においても、デジタル技術を活用することで、効率かつ持続可能な健康支援が提供できる可能性があるかと認識しております。取手市におきましても、引き続き近隣自治体の導入状況や実施自治体での効果などに注目してまいります。当面の間は、このたびスタートしましたLINEスマホ市役所の活用を中心に考えてまいりたいと思えます。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。市民の健康づくりや介護予防にスマホ市役所が役立つ可能性があることを非常に強く感じます。

次に移ります。利用状況を踏まえ、現在のスマホ市役所の運用においてどのような課題があると認識しておられるでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 情報管理課長、岩崎弘宜君。

○情報管理課長（岩崎弘宜君） お答えいたします。課題ということですが、まず、このLINEスマホ市役所があるんだということを知っていただく、この機会をしっかりとこれから行って、一人でも多くの方にまずは友達になっていただくというところが入り口になってくかと考えております。それと、LINEというアプリケーションへの不安をお持ちの方も一定数いるといったことも理解しているところでございますので、そこら辺の不安の解消であったり、スマートフォンをお持ちでない方への対応というところになります。ここは窓口がなくなるわけではございませんので、そういった方は従前どおり窓口での申請等で手続等を行っていただく。それ以上にメリットが高い部分をより伸ばしていく。つまりは、一つでも多くの申請手続等ができるように庁内で各課が、いろんなシステムとかシナリオを実装できるように、当課としてはフォローをしていくといったことになってくるかなと思えます。それと、そういった一つでも多く使えるものが増えて

いけば、おのずと利用者さんも増えるというふうに認知しておりますので、その広報活動をしつつ、実装しつつといったところを、同時並行で進めていければなど考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） すみません。ただいまの課題ということで、少し補足をさせていただきたいと思っております。こちら3月1日号の広報なんですけども、省エネ家電の買換えを補助しますということで、こちら新しく今度LINEで24時間受け付けしますということで申請を——受付を新しく加えました。その中で全庁的にLINEに寄せて何かできないかということで取り組んでいるんですけども、その中で昨年——前回やったときの省エネ家電のときに非常に初日に長い列ができました。そういったところで、岡口議員のところにも寄せられた中で、スマホの使い方が分からないという方がいらっしゃいましたので、そういった方に対しては、毎日というわけにはいきませんが、初日、2日目ぐらいはそういうお待ちの方たちに対して、スマホ教室などを実施していきたいというふうに考えてございますので、少しでもそういった形で利用が増えていただければなという形で今取り組んでございます。また、同じ3月1日の午後ですけども、にぎわいフェスタのほうでもよろず相談ということで、こちらのほうもそういったスマホの使い方、あるいはスマホ市役所の利便性なども伝えていきたいということで、今取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。最後に今後の発展と分野横断的な活用について市長にお伺いします。スマホ市役所は、高齢者が支えられる側から健康づくりや地域活動に参加する側へ、子育て世代が忙しい中でも行政とつながれる。そうした市民の姿を実現する可能性を持っていると考えます。スマホ市役所を通じて市長はどのような取手市を目指していきたいのか、その将来像をお聞かせください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇〕

〔チャイム音〕

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） ご答弁申し上げます。昨今、世の中全体がデジタル化ということに流れが来ています。このスマホ市役所に使うスマホの購入もネットでできます。それから、銀行の口座の開設ですとか、それからびっくりしたのが、子どもが就職する際に会社からメールが来まして、以下のサイトにアクセスをして保証人になることに同意してくださいというようなこともございました。いろんなことが、もう今オンラインで行われると。そのような流れの中で今回、取手市はスマホ市役所ということで、スマホの中で市役所の中にある機能、手続、届出、全てのことができるようにということを目指して、これをスタートさせております。もちろん、分からない、使えないという方に対する市民へのサポートも併せて行っていくわけでございますので、将来的にはこのスマホ市役所と

実際のリアルの市役所で、できることに差がないというようなどころまでいきたいというふうに考えております。ただ、かといって、このデジタル一択ではなくて、やはり実際にお越しいただいた市民の方には、窓口できちんと対応させていただくと。そのアナログの部分もしっかりと維持をしていかなければならないなということは、今考えているところです。いずれにしても、このスタートしたばかりのスマホ市役所でございますけれども、時間的な制約がないというようなメリットも大きいと思いますので、ぜひ多くの皆さんに使っていただいきたいなというふうに考えているところです。

〔政策推進部長 齋藤嘉彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 岡口すみえさん。

○3番（岡口すみえ君） ありがとうございます。市民にとって大切なのは、アナログかデジタルかというよりも、困ったときに……

〔チャイム音〕

○3番（岡口すみえ君） （続）頼れるかどうかだと思います。スマホ市役所が、高齢者にも子育て世代にも、あってよかったと感じてもらえる仕組みとして、これから育っていくことを期待しています。開設はゴールではなく、ここからがスタートです。市民の声を生かしながら、暮らしに寄り添うスマホ市役所となるよう、取組を進めていただくことをお願いし、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、岡口すみえさんの質問を終わります。

続いて、鈴木三男君。

〔10番 鈴木三男君登壇〕

○10番（鈴木三男君） 創和会の鈴木三男です。通告に従い、一般質問させていただきます。午後一の予定だったんですけども、多少繰り上がりましたので昼休憩がずれますが御了承ください。私は今回は、令和8年度予算編成・枠配分方式についてと雨水排水事業についての2項目を、今回、一般質問で取り上げさせていただきたいと思います。

資料を使いますので、移動いたします。

〔10番 鈴木三男君質問席に移動し資料を示す〕

○10番（鈴木三男君） まず、予算編成に枠配分方式の採用についてです。予算編成による査定方式については、一件査定方式と、近年着目されている枠配分方式があります。一件査定方式は、各部局が予算を要求し、ヒアリング等を通じて財政部門が査定を行う方式に対し、枠配分方式は、財政部門が適正規模の枠を示し、各部署がその枠の中で予算積算を行います。それぞれ一短一長がありますが、本市は令和3年度の予算編成から、従来の査定方式である一件査定方式から、新たな査定方式である枠配分方式を採用いたしました。令和3年度の本市の財政状況は、市税収入の減少、扶助費の増大、公共施設の老朽化等の影響により非常に厳しい状況になっており、また当時は新型コロナウイルス感染症の財政面への影響も危惧される中、持続可能な自治体経営を構築するため枠配分予算制度を導入し、全庁的な取組として全事務事業の総点検を行い、優先度の高い事業の選択、事業の統廃合、内部管理経費の見直しを進めていくとの説明でした。あれから5年が経過して、

国内外の経済状況も変化してきました。歳入面では、市税収入の回復や地方交付税も増え、臨時財政対策債の起債もなくなってきております。さらに歳出面では、新型コロナウイルス感染症への支出もなく、当時と比べ明らかに財政状況が好転していると思いますが、令和3年度以降の予算編成について、引き続き枠配分方式を採用している理由について説明を求めます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

〔財政部長 田中英樹君登壇〕

○財政部長（田中英樹君） それでは、鈴木議員の御質問に答弁いたします。取手市では、先ほど議員からお話がありましたとおり、令和3年度当初予算の編成から枠配分方式を導入いたしました。取手市は経常収支比率をはじめとした様々な財政指標が県内でも下位に位置するなど、毎年厳しい財政運営が続いております。そうした中、限られた財源で持続可能な自治体経営を実現していくためには、市の歳入規模に見合った歳出規模を維持していくことが重要となります。議員ご指摘のとおり、現在の市の財政状況は、財政調整基金の残高もここ数年、決算時点においては増加傾向にあるなど、いつときのような危機的な状況からは脱することができるというふうに認識をしているところではございますが、一方で、賃上げ等による既存の行政サービスの維持に必要な経費もここ数年、高騰を続けており、依然として予断を許さない状況であるというふうに考えております。いずれにしましても、歳入に見合った歳出規模を維持するという事は、地方自治体の財政運営の基本的な考え方であり、今後もこの方針は維持していく必要があると考えております。そういった考え方に基づき、市全体としての予算編成方針で掲げられた目標に向け、各部において限られた財源を最大限有効活用するため、枠配分方式による予算編成を進めております。枠配分方式は今回で6回目となりますけれども、各部長主導のもとで、各課が主体的に予算編成に携わる体制が年々確立されており、当初枠配分方式を導入した意義が、全体、全庁的に浸透してきたものと考えております。以上のことから、市としては、今後も引き続き枠配分方式による予算編成を継続してまいりたいというふうに考えております。

〔財政部長 田中英樹君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。確かに、令和3年度のような危機的な状況とは異なってはきているんだろうと思いますが、また最近では、物価高騰等、それから賃上げ等により既存の行政サービス維持に必要な経費も高騰して、予断を許さないということ。また、各部長主導のもとで各課が主体的に予算編成に携わる体制が年々確立されてきており、枠配分方式が全庁的に浸透しているという、先ほどの部長の答弁でしたけれども、この件に関しては理解することができました。

次に、枠配分方式は政策経費、枠外経費、枠内経費の3つに区分して予算編成しますが、枠配分方式の効果が最大限に発揮されるのが、一般財源等の歳入見込額から政策経費、枠外経費を確保したもの、枠内経費についてです。各部に配分された事業費を部内調整して、

所管する事務事業の精査及びスクラップ・アンド・ビルドに積極的に取り組むことにより、配分された一般財源等の範囲内で費用対効果を最大限に図ることが狙いですが、これまでの取組を踏まえて十分な成果を上げてきているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。ただいま議員から御説明いただきましたとおり、当市の枠配分方式による予算編成は、全ての経費を、その経費の性質に応じて、政策経費、枠外経費、枠内経費の3つの区分に分けて編成をしております。この3つの区分について、先ほどの御説明に少し補足をさせていただきますと、政策経費は市の重点施策等にかかる経費、枠外経費は、扶助費や人件費、特別会計への繰出金や一部事務組合の負担金といった各部に裁量がなく枠配分になじまない経費、それ以外の経費を枠内経費というふうにしております。この枠内経費につきましては、各部の裁量において、その事業の費用対効果などを検証して事業費の算出をしております。その中には、事業内容の精査を図り経費を圧縮することで生み出した財源を活用して、新たな事業を実施するといった事例も多くございます。具体的に今回の令和8年度当初予算案を例にとって御紹介しますと、例えば建設部では、ゆめみ野公園へ複合遊具1台を新たに設置するといったものですか、あとは、まちづくり振興部では農作物等へのカメムシ被害を防ぐ取組を行った農家に対して補助金を交付する水稲病害虫防除補助金、こういった事業は各部の創意工夫により生み出した財源を活用して、来年度から新たに実施を予定しているものでございます。こういった事例などからも、枠配分方式の予算編成により、各部の事業のスクラップ・アンド・ビルドはある程度効果的に機能しているものと捉えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。枠内経費について、事業内の精査を図り経費を圧縮し生み出した財源を活用して新たな事業を開始したという、幾つかの事例を挙げていただきましたが、これは一件査定方式の予算編成には見られない枠配分方式の特徴だろうと思います。また、限られた予算を有効に活用する上で、大変重要なことであると思っております。

では次に、枠配分方式の課題です。スライド、お願いします。

[10番 鈴木三男君資料を示す]

○10番（鈴木三男君） 課題として3項目を挙げてみました。まず1番目として、自治体としての予算の一体性をどう保たせるか。2番目として、新規施策をどう盛り込むか。3番目として、各事業部門に裁量を持たせた場合、予算編成に対する知見や経験が十分ある部門と、比較的そうでない部門があるようにも思われるが、その差をどのようにカバーしていくのか、といった枠配分方式の課題が挙げられますが、本市はこのような課題をどのように克服しているのか、お尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。確かに我々も、枠配分方式による予算編成にも様々な課題はあるものというふうに認識をしております。ただいま議員か

ら幾つか課題点を取り上げていただきましたけれども、これらに対する当市の取組について、少し御説明をさせていただきたいと思えます。まず、自治体としての予算の一体性をどう担保するかという点につきましては、毎年、各部の予算編成を開始する前に予算編成説明会を開催し、予算編成方針の周知・浸透はもちろんのこと、予算編成における積算方法や制度変更による注意事項などについて全庁的に情報共有を行いまして、各部の方向性や予算の積算などに齟齬が生じないように取り組んでおります。

次に、新規事業を当初予算にどう盛り込むかという点につきましては、現在の当市の予算編成では新たに事業を開始する場合、大きく二通りの手法がございます。1つ目は、政策経費で全庁的な優先順位をつけて実施するもの。2つ目は、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、枠内経費の既存事業を各部の創意工夫により見直し、そこで生み出された財源を活用して新たに事業を始めるというものです。先ほど幾つかの事例を御紹介しましたが、各部がスクラップ・アンド・ビルドを図ることなどにより、新たな事業を新年度予算に反映できているというふうに考えております。

最後に、各部ごとの差の解消という課題でございます。これは部ごとに実施している事業の性質や量、重点を置いている施策なども様々でございますので一概には申し上げられませんが、この点につきましては、各部が予算の庁内調整会議を行う際に、原則として財政課の担当者も同席することとしておりまして、各部に対しまして予算編成の技術的な助言や情報の提供を適宜行っております。これにより、部ごとの知識や経験の差を乗り越えるとともに、予算の一体性の確保にもつながっているというふうに捉えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。枠配分方式の課題について3項目提起しましたが、それぞれ課題について真摯に対応しているという答弁でございましたが、その点は理解することができました。

次に移ります。次は、枠配分方式のメリットについてです。スライドをお願いします。

[10番 鈴木三男君資料を示す]

○10番（鈴木三男君） 枠配分方式のメリットとして挙げられるのが、まず1番目に、事業部門による効果的、効率的な予算配分が可能であること。2番目として、事業部分が自立しコスト意識が芽生えること。3番目が、事業部門のスクラップ・アンド・ビルドにインセンティブが働くことです。このインセンティブとは、スクラップ・アンド・ビルドによって残した財源の全部または一部を、当該事業部門が翌年以降の予算に計上し使えるシステムですが、事業部門の意欲を増進するほか、使い切り予算の悪習を断つという狙いがあります。本市ではスクラップ・アンド・ビルドにインセンティブを付与した事例があれば教えていただきたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。当初の予算編成では、各部で独自の工夫により財政負担が減少した場合に、その削減額に応じたインセンティブを付与す

ることとしております。具体的な例を挙げますと、今回令和8年度予算編成におきましては、こども発達センターが児童発達センターへ移行することに伴いまして市の財政負担が減となった事例に対しまして、インセンティブを付与しております。事業課においてはこれらの財源を、会計年度任用職員の増強ですとか、計画策定のためのアンケート調査などの財源として活用しているという事例がございます。また、そのほかにも過去の事例としまして、経常的に行っている委託業務の内容を見直したものや、助成金などの新たな財源の活用により財政負担を減らしたものの、さらには市が発送する通知の様式を見直して経費を圧縮したものなど、これまでも各部において様々な工夫が図られてまいりました。今後こういった取組が全庁的に展開していくよう、庁内での周知を行いつつ、各部のスクラップ・アンド・ビルドを促してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。スクラップ・アンド・ビルドにインセンティブを付与した具体的事例を幾つか挙げていただきましたが、これは各事業部門のコストに対する意識を高め、効率的な事業展開ができるんだらうと思っております。今回のこの質問についての締めくくりとして、本市は少子高齢化などの影響により、県内でも経常収支比率などの指数では財政の硬直化が進んでおります。枠配分方式を導入した令和3年度より財政状況が好転しているとはいえ、まだ楽観視することはできない状況は、先ほど執行部の答弁からも理解することができたわけですが。枠配分方式を継続して採用していくことは、各担当部局が自らの権限と責任で予算を編成する必要が出てくるため、自主性と自律性が確保されると同時に、各担当部局職員も身近で予算が編成されることになり、コスト意識に対する向上が図られることは極めて重要なことであり、枠配分方式の導入は非常に有効と考えられます。引き続き、持続可能な自治体の健全な経営を目指し、市民のサービス向上に努めていただくことを願いまして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 質問の途中ではありますが、13時10分まで休憩いたします。

午後 0時02分休憩ちたてき

午後 1時10分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） 引き続き、2つ目の項目であります雨水排水事業について、お尋ねしていきたいと思っております。取手市は、利根川・小貝川といった2つの大河川に囲まれた地理的特徴を持っており、これらに伴い、内水氾濫のリスクが存在していると思っております。市民の安全と安心を守るために、市内の各地域の特性を十分に考慮した内水氾濫対策が不可欠です。特に、過去に冠水被害が発生した地域では、迅速かつ効果的な対策が求められております。そこで、本市における内水氾濫対策のこれまでの取組の経緯について、具体的にどのような対策が講じられてきたのか、また、それによってどのような成果や課題が浮き彫りになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

排水対策課長、飯塚 稔君。

〔排水対策課長 飯塚 稔君登壇〕

○排水対策課長（飯塚 稔君） それでは、ただいまの鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。鈴木議員の御説明にもありましたとおり、取手市は利根川と小貝川の二大河川に囲まれ、地形も起伏のある大地と平たんな土地が混在しており、昔から大雨による浸水や冠水被害に悩まされてきた土地でもあります。そうした被害を軽減解消すべく、取手市ではこれまでに様々な取組を行ってまいりました。まず初めに挙げられますのが、雨水排水ポンプの設置です。こちらは、ほかと比べ排水能力が弱い場所や、これまでに多くの冠水被害があった場所などに雨水排水ポンプを設置し、雨水の流下を促進することを目的としており、現在では市内に 26 か所の雨水排水ポンプを設置しております。そのほかにも、平成 27 年度には内水氾濫対策の一つとして排水ポンプ車を購入しました。これにより、自然流下では河川へと放流できず、堤内地に滞留した雨水を排出することが可能になりました。また、ほかの機関・組織との連携を密に図ることによる対策も講じております。消防団との連携では、豪雨時の排水樋管や排水機場の操作状況の共有はもちろんのこと、日々の点検において施設や設備に不具合があった場合には、早急に排水対策課に報告をいただき、適切な修繕を行うなどの維持管理に努めております。国土交通省との連携では、国土交通省が所有する排水ポンプ車の出動を要請することが可能となっており、さらなる内水氾濫対策につながると考えております。こうした内水氾濫対策を講じてきたものの、近年の急激な気候変動によるゲリラ豪雨の対応には、依然として後手を踏んでしまうなどの課題が残されております。

〔排水対策課長 飯塚 稔君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10 番（鈴木三男君） ありがとうございます。今の課長の答弁では、ゲリラ豪雨による内水氾濫を防ぐため、市内 26 か所の雨水排水ポンプの設置や、排水ポンプ車を配備され、さらには他の機関や組織と連携を密にしていることは理解できました。

次に、今後、市としてどのような考え方に基づいて内水氾濫対策を進めていくのか、具体的な方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。市内の内水氾濫の対策につきましては、ハード面の整備が重要ということは前提としてありながら、今後はソフト面の対策も重要であると考えております。このソフト面での対策については、排水対策課だけで挑むものではなく、道路管理や公園管理など建設部内での連携はもちろんのこと、双葉地区における対応事例からも得たように、災害対策部門や農政部門など、部の垣根を越えた連携が必要となってきております。こうした庁内全体の連携をさらに強化することで、これまで以上により迅速な情報共有や現場対応が可能となり、

内水氾濫被害の軽減につながることを期待されます。また現在、取手地方広域下水道組合において作成しております雨水出水浸水想定区域図では、自助による浸水被害の軽減を目的とした情報が分かるようになります。こちらの区域図では、想定される最大規模の降雨があった際に、内水氾濫により浸水が予想される区域や深さ・時間などを分析・予測した地図で、今年の出水期前の公表に向けて現在作成を進めております。そのほかには、国や県に対し、それぞれが管理する河川の流下能力の維持、向上を目的としたしゅんせつや樹木伐採の要望も重要となります。内水の排除先である河川が樹木や堆砂などの障害物により流下能力が低下し、本来よりも早い段階で内水氾濫が起こることのないよう、これまで以上に国や県との連携を強化し引き続き要望を進めてまいります。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。内水氾濫による水害は、発生すると大変な被害が発生します。その対策として、今部長のほうからの説明では、建設部だけではなく全庁的な連携を強化していくと、さらには河川を管理する国や県に対しても、内水氾濫を未然に防ぐための方策を要望されていくということは大変重要なことだと思っております。

では、次の質問ですが、これは前回の一般質問とも多少かぶる部分があるんですが、市が管理する8つの排水樋管と4つの排水機場は、整備されてから40年以上経過しているため、老朽化による故障が心配されております。実際、去年も古戸排水機場辺りでは、水門ゲートが故障したということで、大変、排水対策課のほうでも苦労されたと聞いておりますけども、現状として、どのような維持管理を行っていくのかをお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） それでは、ただいまの鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。現状の維持管理としましては、排水樋管と排水機場の機能を維持するため、消防団による施設の操作点検と点検業者による設備の保守点検を実施しております。消防団による操作点検は委託契約を結んでおり、委託内容としては、6月から10月までの出水期には月に2回、11月から5月までの渇水期には月に1回の排水樋管と排水ポンプの操作点検を実施していただくものとなっております。また、委託契約には点検だけでなく、大雨など有事の際に現場に出動し、状況に応じて排水樋管と排水ポンプの操作を行ってもらうといった内容も含まれております。そのため、出水期には、おのずと施設操作をする機会が増えることとなりますが、その都度、消防団によって現場対応いただくことにより、内水氾濫を未然に防いでおります。そのほかには、点検によって判明した施設などの不具合や耐用年数を超える部品については、速やかに交換修繕を行うなどの対応をしているところです。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。排水樋管と排水機場の老朽化による故障により、例えば大雨であふれた内水を河川に放流できないというような事態は、絶対に

避けなければならないと思います。そのためには、市の職員、消防団、点検業者の3者が常に連携して、施設の管理保全に努めていただくことが大変重要であると思っております。特にこの消防団の方は、本当に大雨になったような場合は、詰所に昼夜問わず寝泊まりしながら、施設の管理保全に努めていただいているということも聞いておりますので、本当に御苦労なことだと思っております。

では次に、私たちの生活環境を守るためには、雨水排水の適切な管理は欠かせません。特に近年の気候変動による集中豪雨や台風の頻発は、地域のインフラに大きな負担をかけています。市では雨水排水の管理にICT技術をどのように取り入れているのか、あわせて今後の推進計画についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。現在、市では2つのICT技術を導入し、雨水排水の管理に役立てております。1つは、農政課が所管する双葉地区を流れる農業用排水路のAIカメラで、もう一つが、管理課所管の浸水検知システムです。これら2つの技術から収集した情報により、ポンプ施設や排水機場など既存施設の能力を最大限に引き出すだけでなく、より迅速な現場対応が取れるため、浸水被害の軽減に役立っているところです。

また、排水対策課としましては、今年度の事業として、双葉第一・第二ポンプ場に通信センサーの導入を進めております。こちらのセンサーの稼働が始まりますと、両ポンプ場の排水ポンプの稼働状況がリアルタイムで把握することができるようになります。今後につきましては、これらのICT技術の活用のみにとどまらず、市内の浸水・冠水被害に有効となる先進技術の導入を検討し、さらなる雨による被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。令和5年6月の水害被害のあった双葉地区に、ICT技術を活用して排水ポンプの稼働状況をリアルタイムで把握されることは、今後、被害の軽減に大変役に立つものと考えております。

次の質問に移ります。市の職員は様々なそれぞれの業務において、市民の日常生活を安心安全なものとするために取り組んでいると思います。冒頭でも申し上げたように、取手市は利根川・小貝川の2つの河川に囲まれた地理的特徴を持っており、内水氾濫のリスクが存在しています。雨水排水事業のかじ取り役である排水対策課長として、これまでどのような思いで業務に取り組んできたのか、こういった点に力を注いできたのか、お答えいただければと思います。お願いします。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） では、ただいまの鈴木議員の御質問に答弁させていただきます。取手市は、これまで大雨により多くの被害を受けてまいりました。私が排水対策課長として着任した令和3年度以降も同様で、特に大きなものと、令和5年6月の双葉地区の被害が挙げられます。こういった雨による被害を少しでも軽減するため、我々、

排水対策課は日々、排水施設の整備や維持管理、関係機関との連携などに取り組んでまいりました。建設部全体としては、大雨の予報があった際に、土日・昼夜を問わず現場対応のための事前準備と、それに伴う出動体制をしいてきました。結果として、雨一つ降らず空振りになるようなこともありました。市が取り組める雨水排水事業にも限界があるため、国や県などの上部機関への要望活動や国管理の排水機場との連絡調整、さらには排水ポンプ車派遣などの調整も行っていました。昨年7月には、これまでに初めて、取手市単独で利根川の堤防整備や稲戸井調節池の洪水調節容量確保に向けた地内掘削などの整備をさらに推進いただくため、国土交通省と財務省に要望書を提出してまいりました。今後もこれまでの取組を継続しつつ、また国や県とも連絡体制を強化し、さらには雨水事業を進めていくため、取手地方広域下水道組合と連携して、市民が安全に安心な生活を送れるよう、被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） ありがとうございます。排水対策課長として、これまで雨水排水対策を通じて、市民の安全安心なまちづくりに貢献されてこられたということは、今の答弁からこちらのほうにも伝わってまいりました。飯塚課長は、今年3月をもって退職されると聞いております。先ほどの答弁でも、令和5年6月の双葉地区の水害による被害対応では、大変御苦勞をなされたと思います。当時、会派創和会でも、ボランティアとして後片づけに参加したときも、飯塚課長が双葉地区の災害現場で黙々と後片づけをしている姿が、今でも思い浮かんでまいります。市職員として42年間、大変お疲れさまでした。今後は、一市民として取手市を支えていただければと思います。

最後の質問に移ります。私たちが日々の生活を安全で快適に送るためには、都市のインフラ整備が非常に重要です。特に近年、気候変動の影響で予測をはるかに超える集中豪雨や台風による被害が増加しており、排水対策の重要性はますます高まっております。当市においても特に建設部では、住民の皆様の安心安全を守るため、雨水排水対策の強化に取り組んでいると理解しております。快適で住みやすい都市の実現に向けて、どのような考えの下で進めていくのかをお尋ねいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

副市長、黒澤伸行君。

〔副市長 黒澤伸行君登壇〕

○副市長（黒澤伸行君） それでは、お答えいたします。取手市では、近年の大雨被害の激甚化・頻発化により、河川の氾濫に加え、市街地における内水被害のリスクが高い傾向にあるとの認識の下、排水機場、排水路、ポンプ施設などを中心とした雨水排水施設の整備と、適切な維持管理に継続して取り組んでまいりました。また、国や県などの関係機関とは平時から連携を密にして、出水時における迅速な情報共有や対応が図られるよう、防災・減災に向けた協議も重ねてまいりました。こうした連携は、雨水被害の発生を未然に防ぐ、あるいは被害を最小限に抑える上で非常に重要であると考えております。今後につきましても、とりで未来創造プラン2024に掲げる、快適で住みやすい都市の実現及び大

切な日常が守られる環境整備の実現に向け、既存の排水施設の機能維持と計画的な更新を着実に進めてまいります。あわせて、ICTやDXを活用し、雨量情報の可視化やポンプ施設等の運転の高度化を図ることで、市民が安心して暮らせるよう、雨水被害の軽減と解消に努めてまいりたいと思います。取手市内を流れる利根川や小貝川の雄大な風景や穏やかな水辺環境は、この町の大きな魅力であり、何物にも代え難い地域の宝です。川は豊かな水資源である一方、時として私たちの生活を脅かすこともございます。取手市の豊かな水と緑を守りつつ、それらを市民の暮らしと調和させ、次の世代へ安全安心と豊かな風景を引き継ぐためにも、今後も着実に雨水排水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 鈴木三男君。

○10番（鈴木三男君） 黒澤副市長自らの御答弁、ありがとうございました。近年、全国各地で想定を超える集中豪雨が頻発しております。本市の雨水排水対策は、市民の生命と財産を守るための最優先課題の一つです。ハード面での整備加速はもちろん、ソフト面での情報提供や避難体制の強化も必要になってきます。私の地元の西地区でも、現場を歩くと、大雨のたびに不案内な夜を過ごしている市民の切実な声を耳にします。その不安を一つでも解消し、この町に住み続けてよかったと思える強靱なまちづくりを共に進めていく強い思いを持って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、鈴木三男君の質問を終わります。

排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） すみません。ただいま鈴木議員の御質問の中で、「退職」というような言葉が出されていたんですけれども、一応、定年延長ということで……

[笑う者あり]

○排水対策課長（飯塚 稔君） （続）残る予定ではおりますので、申し訳ありませんが、これからもよろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） こちらこそ、よろしく申し上げます。

続いて、古谷貴子さん。

[4番 古谷貴子君登壇]

○4番（古谷貴子君） 皆様、こんにちは。公明党の古谷貴子です。まず最初に、2月8日に投開票が行われました衆議院議員選挙では、投票所入場整理券、ポスター掲示、また臨時号の発行等、短期間での本当に大変な御準備をしていただき、職員の皆様には心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。そこで今回は、期日前投票所の拡充と投票の確実性について質問させていただきます。

まず、1つ目です。駅ビル、アトレ内の投票所についてです。投票所の拡充の点から質問をさせていただきます。アトレ内投票所で期日前投票された方から、幾つか御意見をいただきました。そこで一般質問で取り上げさせていただきました。今回は、投票日前日から当日にかけて雪の予報が出ておりましたので、期日前投票が一定の時期に集中したという経緯もあると思います。いただいた御意見をここで御紹介をさせていただきます。1つ

目、初めて行ったけれど、場所が分かりにくい。2つ目、待ち時間が長かった。3番目、狭く、投票用紙が見えてしまいそうで、公平な投票になるのか不安になった。4番目、以前に行っていたリボンビルのほうがよかったのでは、このような御意見をいただきました。このような市民の声に対して、市としてはどのようにお考えでしょうか。よろしく願いします。

〔4番 古谷貴子君質問席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、吉田文彦君。

〔選挙管理委員会書記長 吉田文彦君登壇〕

○選挙管理委員会書記長（吉田文彦君） 古谷議員の御質問に御答弁する前に、今回の衆議院議員総選挙の期日前投票におきまして、投票用紙の交付漏れが発生をいたしました。投票用紙の交付に関しましては、十分な注意を払うよう周知をするとともに、市独自の投票用紙交付確認票を用いて対策を講じてきた中で、また今回の事案が発生したことを非常に重く受け止めております。また、直近の選挙につきましては、連続した投票用紙の交付ミスが発生しているということに対しましても、書記長として深くおわびを申し上げます。一般質問の答弁につきましては、この後、書記長補佐のほうから答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔選挙管理委員会書記長 吉田文彦君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 選挙管理委員会書記長補佐、土谷靖孝君。

○選挙管理委員会書記長補佐（土谷靖孝君） 古谷議員の御質問に御答弁いたします。現在、取手市では期日前投票所を3か所設置しており、そのうち御質問にもありました取手駅のアトレ取手期日前投票所につきましては、駅直結の商業施設内にあるということから利便性が高く、3か所でも最も多くの方に御利用いただいております。一方で、他の投票所と比較して、少し手狭なのではというような御意見も寄せられております。特に今回の衆議院議員総選挙の際には、入場整理券の発送が期日前投票開始後になったことや、国民審査の開始日が5日ほど後ろにずれたこと、広報とりで選挙臨時号の発行のタイミングが2月1日になったこと、また御紹介もありましたけれども、投票日当日の雪の予報が重なったことなどから、2月1日から2月7日の間における来場者が集中したことがありました。投票所の入り口前に長い列ができてしまったこと、3か所とも発生していることは承知しております。また、期日前受付システムや投票用紙の交付の係、投票箱の数等には限りがあることから、投票所内の混雑を避けるために、あえて投票所の入り口で人数を制限させていただきまして、そういったところから非常に混雑を感じたところもあろうかと思っております。また、小選挙区・比例代表・国民審査と投票箱を3箱設置したところでもございますので、従来以上に狭さを感じられたものと認識しております。現在、アトレ取手の期日前投票所におきましては、3階のメイン入り口からのアクセスが——こちらとしてはよいというふう感じておきまして、そこに職員も配置して、迷うことなく投票所にたどり着けるような職員の配置をしておるところと、さらにバリアフリーが確保

できること。また閉鎖空間での投票所としての施錠ができることによるセキュリティーの確保、投票所として十分な明るさを確保できていること。電源設備も豊富で投票用紙自動交付機も3台同時に使用できることなど、投票所としての利便性が高いこと。またエリア内に職員の休憩所も設置することができていますので、有事における際の対応がしやすいことなど多くのメリットがございまして、以前の駅前の投票所と比較しても投票者数が増えていると判断しております。また、他のフロアや他の商業施設への期日前投票所を設置する場合、施設側との調整や一定期間安定的に借用・占有できる施設の確保、駐車場や投票所の十分なスペースの確保、バリアフリーの状況、電源設備の環境など、解決しなければならない課題もあることから、総合的に勘案しますと現在の場所が取手駅周辺では最も適切であると判断しております。今後につきまして課題もありますことから、他の取組も参考にして、投票所環境の確保に向けて様々な可能性を検討していきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。以前から比べますと、当日投票する方よりも期日前投票が確実に増加をしております。恐らく今後も増加傾向にあると思います。特に今おっしゃられましたように、駅前の投票所は通勤・通学・買物等の利便性からも、今後も増えていくと考えられます。その利便性の面からも、投票環境を整えていく必要があるのではないのでしょうか。現在のアトレ内投票所から、以前のリボンビルにまた投票所を移すというお考えはないのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 選挙管理委員会書記長補佐、土谷靖孝君。

○選挙管理委員会書記長補佐（土谷靖孝君） 御答弁いたします。先ほど、メリットとして挙げさせてもらいましたところが——私のほうから幾つか挙げさせてもらいましたけれども、逆を返すと、そこが以前のデメリットというところもありまして、現在においては混雑が投票所の外にどうしても発生してしまっているんですけれども、中では混乱を防ぎながら確実な投票所と総合的に判断して、現在の場所が最適であると判断しておるところでございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。例えばなんですけれども、ウェルネスプラザなどを利用するというお考えはありますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 選挙管理委員会書記長補佐、土谷靖孝君。

○選挙管理委員会書記長補佐（土谷靖孝君） 御質問にお答えします。取手ウェルネスプラザにつきましても、検討した経緯がございまして。この施設が健康づくりの拠点ということもございまして、参院選の時期には、ちょうど市の健康診断が長期間にわたって入っております。参院選においては最大18日間、投票だけでも占有してしまうということから、ここの兼ね合いがどうしても難しいなと判断しておるところでございます。今後、調整次第では可能かなとは思いますが、課題が多く、今のところ実施には至っておりません。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。今回の衆議院選挙のように、急に日程が調整というのは難しいことだと思います。でも、ある程度選挙は、前もって日程が決まっていると思います。選挙の日程次第では、ウェルネスプラザなどを投票所に使うという、投票所を余裕を持って考えていくという方向でお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

次に、投票の確実性についてでございますが、先ほど部長のほうからもございましたが、本当にこのところ、投票用紙の配布ミスなどが連続しております。なぜ、このような事例が発生してしまったか、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 選挙管理委員会書記長補佐、土谷靖孝君。

○選挙管理委員会書記長補佐（土谷靖孝君） お答えいたします。過去、数回交付漏れですとか、二重交付といったミスが起こっておりまして、大変ご心配をおかけしてるところでございます。一つについては、受付から先の投票に進んだ方の人数が多い中で、人の動きの見逃しを防ぐことができなかつたりですとか、今回の交付漏れにつきましても、投票人が予測外の動きをしたときに把握しづらい、幅が大き過ぎるという、その対策として、投票人の動ける幅を狭くしたりといった対策もしたんですけれども、広過ぎても動きが把握しづらかつたりというところもございまして、投票所の受付から先の投票人の動きについてコントロールできるようにしていくことで、こういった直近の投票のミスは防げるものだというふうに考えております。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） 投票に携わるスタッフの研修とかマニュアル、これはどのように事前に徹底されているのかお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 選挙管理委員会書記長補佐、土谷靖孝君。

○選挙管理委員会書記長補佐（土谷靖孝君） 御答弁いたします。現在、期日前投票の投票事務に携わる職員につきましては、市の職員に加えまして、派遣職員も配置しておるところでございまして、全ての期日前投票所において、投票開始の時刻前に、市選挙管理委員会事務局の職員から投票の流れ、留意事項について、改めて確認の説明を行った上で業務に当たっていただいております。また、選挙事務に従事する際のマニュアルについても、市職員のほか派遣契約職員に対しましても、事前に配付をいたしまして、内容の確認を徹底しております。加えて経験の浅い市職員に対しましては、オンライン研修を事前に、従事する前に受けていただき、必要な知識の習得と理解の向上に努めておるところでございます。しかしながら、今回の衆議院議員総選挙の際には、御本人の意思確認ができないまま、比例代表と国民審査の投票用紙の交付が、結果的に漏れるという事案が発生いたしましたことを重く受け止めております。確実かつ適正な選挙執行に向けて、実際に市で起きた管理執行上の問題事例のみならず、他の事例等も共有しながら、市職員に加えて派遣職員にも、高い緊張感と責任感を持って業務に当たっていただけますよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） ありがとうございます。本当に大切な1票ですので、今後も選挙は必ずありますので、特に今年はまた県会選もあります。来年は市長選もございますので、本当にお一人お一人のスタッフの皆様また職員の皆様に、しっかり徹底をしていただいて、このようなミスが二度と起こらないようにしていただければと思います。市民の皆様が安心して投票していただける環境づくりをお願いして、この質問を終わります。ありがとうございます。

次に、「だいじ だいじ どーこだ？（はじめての「からだ」と「性」のえほん）」についてです。先ほど岡口議員の質問にありました生命（いのち）の安全教育についても、私は少し低年齢化をしたこの絵本を通して、今回質問をさせていただきます。この絵本です。「だいじ だいじ どーこだ？」という絵本なんですけれども、内容がすばらしい絵本です。

〔4番 古谷貴子君資料を示す〕

○4番（古谷貴子君） （続）これちょっと議長のほうからずっと——まず、この絵本について少し説明をさせていただきます。「はじめての性教育絵本としてオススメ！「一人ひとりが大切な存在」であることを学べる絵本」です。絵本を開くと、かわいい子どもの絵が「からだのだいじなところってしってる？」という疑問から始まり、体の大切な部分を挙げていきます。全部大切なのです。中でも特に大事なところがあり、そこがパンツの中だったり、お尻だったり、胸だったり、口だったり、そんな大事な体を人に勝手に触らせてはいけない。触る側は、「さわっていい？」と聞く。そして誰かに見せてって言われたら、「だめ！いやだ！」と「にげて」「おとなにはなそう」「そうだしよう」。嫌だと言った自分は悪くないよ。大切な自分を守ろう。そんな「からだの とくべつ だいじなところを「プライベートパーツ」という」——このような内容を、かわいい絵とともに分かりやすい絵本になっております。性教育の低年齢化やインターネット普及での刺激の強い情報に触れ、エスカレートし、性被害につながるケースもありますと言います。この絵本を通し、自分の身を守るためにも学ぶのに早過ぎることはないとの識者の声もございます。子どもに向けた絵本ではありますが、大人も性をポジティブに捉えて教えることで、子どもに安心感を与え、大切なことを教えていく教材と考えます。恥ずかしながら私もこの絵本を通して初めて「プライベートパーツ」とか「プライベートゾーン」という言葉を知り、大人もこの絵本を通して学び、子どもたちに伝えるべきと感じました。

そこで1つ目の質問です。幼少期から性を学ぶことの重要性について、市の考えをお聞きいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 古谷議員の御質問に答弁いたします。子どもたちが自分の心と体を大切にし他者を尊重する心を育むことは、健全な成長に欠かせない要素であり、

当市におきましても、幼少期からの性教育の重要性を深く認識しております。現在、保育所での取組の一つとしましては、絵本や紙芝居などを取り入れながら、4歳・5歳児の児童には、水着で隠れる部分は自分だけの大切なところで、他人に見せたり触らせたりしないことであったり、また、トイレの個室に入るときは、ドアの前で「入っていますか」と声をかけるなど、子どもたちが親しみやすい絵本や日常の生活の中で、分かりやすく自然に理解を深めていくということを実施しております。今後も引き続き、保育所におきまして、プライベートゾーンの大切さ、またお友達に近づき過ぎない、ちょうどいい距離感としてのパーソナルスペースなどを伝えることで、集団生活における最初の性教育をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） この絵本は幼児向けではありますが、初めての性を学び、自身の大切さを学んでいくためには、小学校低学年ぐらいのお子さんにも読んでいただければと考えております。小学校低学年の対象としてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、古谷議員の御質問に答弁させていただきます。議員ご指摘のとおり、近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しております。インターネットやSNS等の普及によりまして、子どもたちが性に関する情報に触れる機会は早期化しております。警察庁の統計においても、児童買春や子どもを撮影した画像を伴う行為など、児童が被害となる性犯罪は継続的に発生しており、被害の低年齢化と深刻な事態が示されております。このような状況を踏まえますと、子ども自身が自分の体を大切にす、嫌なことは嫌と言える、困ったときには助けを求められる、そういった力を身につけることが極めて重要であると認識しております。実際に、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」では、自分の体を正しく理解することや、不適切な接触を拒否し、相談できる力など、5歳から8歳で学び始める必要があると明確に示されております。小学校低学年では、友人関係が広がり、社会との関わりが大きくなる時期でもあります。この時期に、命の尊重、プライベートゾーンの理解、他者を思いやる心などを学ぶことは、その後の健全な成長の基盤となります。以上のようなことから、本市においては小学校から中学校までの9年間を見据え、発達段階に応じて体系的に包括的性教育を学ぶために、性と生命（いのち）の学びプロジェクトの展開を考えております。このプロジェクトは、単に性に関する知識の伝達にとどまらず、人間関係の構築や自己理解、ジェンダー平等、多様性の尊重、そして心身の健全と安全などの内容を包括的に学習していくことで、小学校低学年から正しい知識の習得を目指していきたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番(古谷貴子君) ありがとうございます。それでは、このような絵本を子どもたちが自然な形で手に取り学んでいけるよう、保育園や幼稚園への推奨はいかがでしょうか。

○議長(山野井 隆君) 保育課長、山田英紀君。

○保育課長(山田英紀君) 保育課、山田です。古谷議員の御質問に答弁いたします。先ほどの絵本、「だいじ だいじ どーこだ?」については、3歳前後の児童を対象とした絵本で、子どもたちに親しみやすいイラストや分かりやすい言葉で構成されており、幼い頃から自分の体を知り、プライベートゾーンを理解することで、自然に性に関する話題を取り上げることができる内容であると承知しております。幼児期における性教育は、単に体についての知識を伝えるだけではなく、自己肯定感を高め、他者を尊重する心を育むための重要な手段と考えております。当市の公立保育所での取組となりますが、本作品に限らず、日常生活の中や様々な絵本などを通じて、児童の発達に応じた性教育を自然に学べる環境を整えているところでもございます。市としましても今後、引き続き保育園等と連携しながら、児童の心と体の健全な成長を目指してまいりたいと思っております。以上です。

○議長(山野井 隆君) 古谷貴子さん。

○4番(古谷貴子君) ありがとうございます。先ほどの部長の答弁にもございましたように、紙芝居とか、様々なツールを使って子どもたちに訴えていると伺いました。またこの「だいじ だいじ」のシリーズでもたくさん、「あかちゃんはどこからくる?」とか様々な絵本がございます。こういった教材を子どもたちの身近に置く。子どもたちの手に取れる場所にいつも置いてあるのでしょうか。

○議長(山野井 隆君) 保育課長、山田英紀君。

○保育課長(山田英紀君) 古谷議員の御質問に答弁いたします。うちの保育所のほうでは、それぞれ4つの保育所がございます。それぞれのところにいわゆる本棚が置いてありまして、その保育所の中にはたくさんいろいろな本がございます。その中にはいわゆる先ほどのいろいろ御紹介がありました、そういった性教育に少し関わるような形のような本も、蔵書としてはございます。また園によっては、先ほど言われました紙芝居等とか、そういった形で子どもたちに、体の大切さとか、そういったものを訴える機会等をつくっております。以上です。

○議長(山野井 隆君) 古谷貴子さん。

○4番(古谷貴子君) ありがとうございます。この絵本だけでなく、様々な絵本や紙芝居等教材を取り入れ、自分の体の大切さ、また命の大切さをしっかりと教えていただければと思います。

次に、埼玉県の助産師であられる櫻井裕子さんは、県内外で150回以上性教育の講演を重ね、小学生以上のお子さんや保護者に加え、現在では、保育園や幼稚園からも依頼があり講演をされていると伺いました。過激な性の情報が届きやすくなり、幼児の性被害も後を絶たないとおっしゃっています。警察庁によると、未就学児が対象となった不同意性交事件が昨年の認知件数で何と33件、過去15年で最高となっているとありました。櫻井さ

んはこうおっしゃっています。「知識がない子は狙われやすい」とも言っています。「嫌なことは嫌だと言える子にしたい」、そのようにもおっしゃっています。こういった事例を踏まえ、市としても、出前講座や講演などを通して、保護者とともに学ぶ場を提供してはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 保育課長、山田英紀君。

○保育課長（山田英紀君） 古谷議員の御質問に答弁いたします。保護者が児童と一緒に性について学ぶ機会を得ることは、市としても非常に意義深いものと考えております。一方で、就学前の児童については、個々の発達に応じて学びが重要であると考えておりますので、当市としては、児童の年齢に応じた性教育について、日常の生活の中で伝える取組を今後も維持継続していけたらなと思います。また、他市町村での取組などを参考に、今後考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番（古谷貴子君） また、幼稚園・保育園では、そのような取組等ありました。小学校の——先ほどありました性と生命（いのち）の学びプロジェクトの中では、どのような講演とか講座などを考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 古谷議員の御質問に答弁させていただきます。小学校低学年ということと、保護者と一緒に学ぶ機会ということかと思いますが、先ほど教育部長のほうから答弁させていただいた性と生命（いのち）の学びプロジェクトは、専門家の講師を招いての出前授業の形式になります。子どもたちにとって、より専門的かつ実効性のある学びとするために、外部の専門家に御協力をいただくことは極めて有効であると考えております。また、性に関する教育は学校教育のみで完結するものではなく、家庭と連携してこそ効果を発揮するものであると認識しております。子どもたちが正しい知識を習得し適切な行動を取るためには、保護者が正しい知識を持ち、日常生活の中で自然に性に関することを話題にできることが重要でございます。先日、本市の家庭教育学級全体研修会において、性と生命（いのち）の学びプロジェクトをお願いする外部専門家の先生による、保護者を対象とした包括的性教育の講演を実施いたしました。その際、参加した多くの保護者からは、「性行動などについて、どこまで子どもに話したらよいか分からない」「子どもの質問にどう答えればよいのか迷う」などといった切実な声が寄せられました。そんな質問に、講師の方は丁寧に一つ一つ回答をされておりました。こういうことから、保護者自身、性に関する教育に悩みや不安を抱えている実態があると認識しております。こうした実態を踏まえ、性と生命（いのち）の学びプロジェクトを実施するに当たり、事前に保護者に学習内容をきちんと周知するとともに、保護者の授業参観を可能とする仕組みを整えてまいりたいと考えております。これにより、学校での学びを保護者と共有し、家庭での親子の対話につなげることで、保護者の理解と安心を高めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 古谷貴子さん。

○4番(古谷貴子君) 本当に一番大切な問題なんですけれども、親と子としては、なかなか対話が進まない難しい問題だと思います。ぜひ、学校の教育現場を通して、この性という問題をしっかりと訴えて、また教えていただければと思います。そこで、先ほどもありました、性と生命(いのち)の学びプロジェクトをされていくということなんですけれども、何年生がどのような形で受けられるのでしょうか。

○議長(山野井 隆君) 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長(丸山信彦君) 御質問に答弁させていただきます。まず、小学校1年生では、生命(いのち)の誕生の流れとその意味を知る。プライベートゾーンについて知る。そして赤ちゃん人形を抱っこする、というような体験を行います。その後、小学校4年生、これは思春期の体の変化、そしてプライベートゾーンについて、さらに深く理解する。心と体の性の違いを知ること。小学校6年生では、ここは大人になるということ、心と体の変化であったり、責任、それから携帯電話、SNSの問題、そして、ルールとマナー、そういったことも学んでまいります。中学校1年生につきましては、実際に性行為のこと、妊娠、出産、避妊、性的同意と不同意、そういった性暴力、デートDVのこと。そして中学校3年生でも、妊娠の仕組みと避妊、性的同意、不同意性交罪とか、そして最後に、人間関係や家族についてという形で、単なる性教育だけでなく、本当に包括的に性ということをしっかり考えられるような教育を考えております。以上でございます。

○議長(山野井 隆君) 古谷貴子さん。

○4番(古谷貴子君) 本当に親の立場から考えてもすばらしい取組だと思います。ありがとうございます。1つ疑問なんですけれども、1年生から4年生ということで、現在まだ進学してないので、現在の1年生と2年生と3年生は、この4年生に行くまでの間に何かプロジェクトといますか、あるのでしょうか。

○議長(山野井 隆君) 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長(丸山信彦君) 御質問に答弁させていただきます。今回、この新たに始める授業では、小学校1年生から中学校3年生まで実施いたしますが、古谷議員おっしゃるとおり、全学年までには至っておりません。これにつきましては、学習指導要領の内容等々も含めて、まずはこの学年で実施し、今後軌道に乗りましたら、この行っていない学年についても実施できたらということで、その部分はしっかり考えていきたいと思っております。以上です。

○議長(山野井 隆君) 古谷貴子さん。

○4番(古谷貴子君) 本当にすばらしいプロジェクト、どうぞよろしく願いいたします。一番大切な教育だと思います。市としても、包括的性教育——性と生命(いのち)の学びプロジェクトということで今回スタートしていただきます。小学校1年生から行っていくとお聞きし、すばらしい取組であると感じます。大切な生命(いのち)の学習の充実を取手市独自の取組で、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。質問は以上です。ありがとうございます。

○議長(山野井 隆君) 以上で、古谷貴子さんの質問を終わります。

続いて、加増充子さん。

[24 番 加増充子君登壇]

○24 番（加増充子君） 加増充子です。前回の議会と同じ——本会議一般質問と同じように本当に早く進んでまいりました。本来ならば私が今日最終日で、もっと遅くなるかなと思ってましたが、早くなりましたので、本当に焦りながら質問させていただきたいと思います。

まず初めに、西口——取手駅西口再開発について伺います——再開発事業についてです。土地区画整理事業とA街区再開発事業の合併施行——これからは「一体的施行」と表現します。この開発手法が何をもたらしたのか。唯一、再開発事業の基本となる内容が分かる、こういう取手市の2017年3月の取手市A街区事業計画立案支援業務委託報告書を基に伺います。平成5年からスタートした取手駅北土地区画整理事業は、令和7年度——今年——令和7年度で終息となりますが、事業費の膨張など問題が多々ありました。その大本にあるのが、区画整理事業と一体的施行で進めてきたことでもあります。

そこで、伺います。一体的施行によって、再開発事業の負担すべき費用を区画整理事業で負担する結果になった、この点について、取手市A街区事業計画立案支援業務委託、ページ32ページから見ますと、調査設計計画費、土地整備費は、区画整理事業一体的施行により不要とされております。本来、再開発事業で持つべきものが不要となる、この説明について具体的にお示しください。

[24 番 加増充子君質問席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

[都市整備部長 浅野和生君登壇]

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。区画整理事業着手前の取手駅北地区でございますけれども、元来の高低差がある地形的な制約に加えまして、複雑に入り組んだ道路網によって有効な土地利用が図られていない区域も多くございました。また、通学路にかかわらず十分な歩道もなく、照明も未整備で暗く、危険で狭隘な道路も多く存在し、駅前にふさわしい交通結節点としての機能が十分に有しているとはいえない状況でございました。そのような状況下であったことから、この取手駅北土地区画整理事業は、事業の開始当初から、この駅北地区6.5ヘクタール全体の土地の有効利用や、安全で安心できる道路網の整備といったことを含めた土地の基盤整備に重点を置いてスタートした事業でございます。一方で、A街区での市街地再開発事業につきましては、土地利用の共同化・高度化が図られ、まちのにぎわいを生み出すことのできる有効な手段として区画整理事業の初期段階から位置づけられており、事業化に向けては進めてきたというところでございます。今回ご指摘の合併施行——一体的施行でございますけれども、これは、面的な基盤整備を行う区画整理事業と、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る立体的な整備を行う再開発事業を一体的に施行することで相乗効果を促し、土地の有効利用がより一層推進することが期待される一般的な手法ではあると理解

をしておりますけれども、本事業におきましては、まずは地権者の皆さんや駅周辺を御利用される方々の安全で安心のために、区画整理事業によって基盤整備を行いながら、市街地再開発事業にその後着手していこうとする、このような事業スキームで進めてきたものでございます。これまで地権者の皆さんをはじめ多くの方々の御協力をいただきまして、区画整理事業による地区全体の基盤整備を実施した結果、5本の都市計画道路整備による回遊性の実現をはじめ、歩道や照明の新設など、駅前にふさわしい景観に配慮した、明るい町並みをつくり上げることができました。また、民間による医療モールやマンションの建設、さらには——別事業ではありますけれども、県施行の四ツ谷橋の架け替え工事、治助坂の高低差を解消し駅前のバリアフリー化に大きな役割を果たす歩行者デッキの新設などは、この区画整理事業を契機として全て実現してきたものと考えております。このような効果が発現されておりますのも、駅前だけではなくて、6.5ヘクタール全体の区域において区画整理事業を施行した成果として捉えているところでございまして、今後、土地の高度利用を図っていくために、A街区の市街地再開発事業をはじめとして、地区内において様々な土地のさらなる高度利用が図られていくということで、将来的に取手市全体にもこの効果が波及していくことを期待しているものでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 業務委託報告書として、取手市は2017年に発表したわけです。その前から——業務委託段階から、こういう内容は進めてきた。そういうことを、今そのようなお話しされましたけれども、この合併施行が一体的施行ということになった、その法的な根拠というのはどういうところにありましたか——法律が変わったということでしょうか。それと、区画整理事業の総事業費約220億のうち、この約半分、100億円近いお金がA街区の再開発事業の建物解体に要したと私は受け止めておりますが、そういうことになるのでしょうか。どういうふうに、これは見ていけばいいのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、稲葉克彦君。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それでは、加増議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、一体的施行につきまして法整備がされたのは、平成11年にされております。それまではあまり整備されてなかったんですけど、そのときにはっきりと整備されたということになっております。また、100億円の半分のA街区の……

○24番（加増充子君） 近い——100億近いということ——という今、数字出しました。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） （続）100億の近い数字……。

○24番（加増充子君） A街区の事業で。

○都市整備部次長（稲葉克彦君） それにつきましては、平成25年度以降の事業費として、資料請求に対する答えとして、総事業費100億円というふうに書いたんですけど、その中でA街区の建物移転の除却に関しては約半分の50億円となっております。それにつきましては、区画整理事業——事業当初からその事業認可に入れて、6.5ヘクタールの基盤整備をもうやっていますということでスタートしてる。ですので、区画整理事業の中

で組み込まれているといったような状態でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 非常に苦しい話ですが、これは、令和6年の4月17日に西口開発を考える会の皆さんと一緒に都市整備部でヒアリングを行った。その中で資料で出てきたんですが、これまで222——この当時は214億円でしたけれども、このお金の内容で、工事費、補償費合わせて平成25年までは117億円かかった。平成26年以降は97億円ということがその当時お答えされたんですが、ここからしても、100億円近いお金はA街区のほうに使われたのではないかと私は見ていましたので、そのように言いました。ただ、そうではないと、約50億円だと、補償費も入るから。そういうことなんですけども、何らかの形で、本来再開発でやるべきところを区画整理事業で一体化施行になって出してきたということが事実ですよ。今全国でも、一体的施行によって区画整理事業の中に組み込まれた例が紹介されております。例えば、中野サンプラザ、東京の中野サンプラザの跡地再開発の計画も同じで、一体的施行で中野区の負担とする区画整理事業計画に組み込まれている。これが全国でやられているというのは、これは平成11年の一体的施行の法律が変わったというところからなっているのか、それとも後から、後づけでこれがされてきたのか、非常に私は疑問に思うんですが、その点についてもどう見てたんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。議員が今おっしゃいます、一体的施行ということでございますけれども、これはこの地区の中——その施行地区でいろいろと手法というか、やり方も多岐にわたっております。あくまでも今回、この私たちの取手駅北地区につきましては、先ほどお話をさせていただきましたけれども、6.5ヘクタールの基盤整備をしていこうと、まず、それが最も西口で非常に大事なことだということで進めてまいりました。その進めるために事業計画を定め、事業の採択を受けて着手をしてまいりました。再開発事業は、その区画整理事業の基盤のところから、さらに一段階階段を上がった事業として高度利用を図っていこうというために、再開発事業というものが計画をされていたというような形で、この西口地区というのは進めてきたということでございますので、この補償費が一体的施行で再開発の事業の代わりに区画整理事業を行ってきたとか、そういうことでは毛頭ございませんで、あくまでも基盤整備を整えなければ、その上に再開発事業を施行していくことはできないと、こういう事業計画の下で進めてきたということを御理解いただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次の質問に入ります。公共公益施設誘導により公益施設床に高い原価配分が行われていますが、これについて伺います。公共施設を導入することによってそこに高い原価の配分を行えば、他の床の原価は安くて済む、そういうことになりますよね。ディベロッパーなどにメリットや利益を出させるためには、公益施設——公共施設の床を増やして、自治体の税金投入で床を高く買わせることは全国各地で行われておりますが、この計画も同じ手法ではないかと伺いますが、具体的にこの件についてお示しくだ

さい。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。組合施行の市街地再開発事業におきましては、事業費は国や市からの補助金以外の部分につきましては、基本的には保留床を売却した額で賄う仕組みとなっております。保留床の単価は住宅棟と非住宅棟によって異なり、また同じ建物内部においても階数によって床の評価額が異なることから、単価が異なることとなります。こうした床の価値の比率を表すものとして効用比という概念があり、ペDESTリアンデッキに直結し、駅西口から直接アクセス可能な非住宅棟の3階が利便性の高さから効用比が最も高くなり、同じ非住宅棟の中でも階数が異なれば効用比が変わり、また住宅棟であるマンション部分は、公共施設や商業施設が入る非住宅棟と比較すると効用比が下がります。保留床の単価は、こうした客観的な評価に基づき、棟ごとに、また階数ごとに算定するものであり、再開発事業の施行者やディベロッパー、ゼネコンなどによって、恣意的に算定できる性質のものではございません。再開発事業は組合施行ではあっても、都市再開発法に基づいて行う法定の事業であり、事業計画については県知事の認可を得て行う公的な性格が強い事業でございます。こうした理由から、保留床購入額については客観的な評価に基づいて算定されるものであり、特定の保留床購入者のみが公平性を欠いた過剰な保留床購入費の負担を負うといった事態が生じる余地はなく、御質問のように、市のみが過大な負担を負うということではございません。

また、ディベロッパーのみが利益を得る事業となるのではないかという御質問もございましたが、こちらにつきましては、再開発事業が土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることが可能となる事業でございます。例えば、共有通路の整備や壁面後退などによりまして共用空間やオープンスペースを設けることによって、安全で快適な都市環境の創出に資する効果などが期待できます。地権者の皆さんにとっては、再開発事業が実現化し共同化された大規模建築物が建築されることによって、個人の土地をおのおのでも利用するよりも、高度かつ大規模な土地利用を図ることが可能となるメリットがございます。市としても、駅前における魅力的な都市空間の創出により、駅前のみならず、市全体の魅力向上や活力創出が図られ、市の将来的な持続可能な発展につながることを期待できるため、事業実施のメリットは大きいと考えております。このように、駅前における再開発事業の実施は、地権者と市の双方にとってメリットが非常に大きいものであり、再開発事業はディベロッパーの利益を誘導するための事業である、との御指摘は全く当たらないと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 今、効用比の話から、ディベロッパーのもうけではないという。——優先ではない話がされましたけれども、ディベロッパーの要望は、この報告書によれば、共同化事業に参加する場合の要望事項として、その第1は、行政による補助金の導入支援、それから公共公益施設の導入です。ディベロッパーの思いどおりに今動いてるんじゃないんですか。そして先ほどから効用比の話出されましたけれど、公共施設が高い原価

は、ここは問題だということも私思っているんですが、利便性から考えても、階数から考えても、この効用比が高くなるのは当たり前だ。だからこそ、そこに公共施設を入れたんじゃないんですか。それについてはどうですか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。議員がおっしゃいます、A街区事業計画立案支援業務委託報告書の中で、事業者、ディベロッパーなどにアンケートを取っております。その中で、A街区で共同化事業に参加するに当たっての要望事項についてというところでお聞きをしている内容がございます。もちろん補助金導入支援というところや、公共公益施設の導入というところに要望しているディベロッパーも多くいらっしゃいます。こちらにつきましては法定再開発事業でございますので、補助金は、その補助対象事業分の部分には、しっかり国の補助要綱に基づいて補助金が交付されるということから、ディベロッパー、ゼネコン側としましても、そういった補助金を導入するというのは、当然、この事業に参画するに当たっては想定をすることによってございますので、要望事項ということで要望されているということでございます。

また、公共公益施設の導入につきましても、平成28年に地権者から要望をいただきまして、市としましても公共公益機能を導入するという方向で検討を進めているところでございます。そういった中でディベロッパー、ゼネコン側としましても、やはり、まちのにぎわいのためには公共公益施設を導入するというのが望ましいということから、要望をいただいているというところでございます。

また、ディベロッパーの思惑どおり補助金を導入しているということではございますが、先ほども申しましたとおり、こちらは法定再開発事業というところで、補助要綱にのっとり補助対象になる部分に補助金を交付するということとなりますので、補助対象にならない部分に対しては、もちろん補助金は交付しないというところで、しっかりその辺りは算定をして行うということでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 次に、合併施行（一体的施行）なんですが、補助金投入の事業でディベロッパーの利益を誘導するというのが、これまでも何回も私は求めて——これについて求めてきて、「違う」と繰り返されているんですが。全国的にもこの事業については、結局は最終的にディベロッパーの利益優先なんですよね。そして、この中で合併施行や補助金投入の事業でディベロッパーの利益を確保する、そういうところが23%の経費率ということを出して、そのようにうたっているんですが、先ほども部長が申しましたように、8メートルも土盛りした形状——不安定な場所です、あそこは。そういうところに、ここにディベロッパーを連れてくるには、それなりの仕掛けがないと来ない、魅力がないと来ないということもあると思うんですが、この経費の23%ということについては、どのように計算されているんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。議員おっしゃっておりま

すのは、先ほどから出ております、この業務委託の報告書でございます経費率、こちらが23%で設定しているというところが、これが高くないのかどうかというような御質問だと思います。こちら、平成29年度の報告書でいうところの経費率というのは、ディベロッパーなどが販売する住宅の価格に占める経費——例えば人件費や広告宣伝費などの割合を意味しております。こうした経費に利益を加えて住宅の販売価格が決まることとなりますが、23%という設定値は一般的な範囲に収まるものであり、不当に高いという割合ではございません。ディベロッパーは民間企業であるため、原価に対して必要な経費や利益を加えて販売価格を決定するという事は、当然のことであるというふうに認識しております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この再開発はいろいろな問題がございますが、やはり地権者にとっても、私たち市民にとっても大きなリスクがあるということをこれまでも申ししてきましたが、ここでもう一点、その問題で伺いますが、地権者の権利変換について伺います。再開発事業はディベロッパーの利益優先だということは、これまでも私も求めてきたんですが、それも物価・人件費高騰で利益獲得が難しくなって、これまで事業協力者が2社撤退となった、ここも明らかです。地権者にとって権利変換資産は1割にも満たない状況だということも、これまでの質問でも明らかです。財産価値は同等だといわれますけれども、地権者の皆さんは事実上、土地を失い、少ない地主さんは別の財政、個人負担なしではマンション一室にもならない、大変なハイリスクを伴うものです。地権者の合意の下進められてきたと説明をされてきましたけれども、その内容は準備組合の中の事、議会には情報は知らされておられません。

そこで伺いますが、再開発予定区域の従前地の資産価格は、平米単価どのぐらいを見てるんでしょうか。土地区画整理事業の事業計画の中には、当初から区域内の平均地価は63万8,900円、これ平米単価ですが、こうやって示されておりますが、妥当なのか、この点についてはどのように見ているんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、お答えさせていただきます。この再開発事業の中の床単価ということでございますけれども、こちらにつきましては、事業を行う最終盤に土地の鑑定をかけます。それによりまして、最終的にその土地の従前地の評価額というものが決まっております。最新の価格を用いて、その方の資産ということが確定するわけでございます。それを含めて権利変換計画というものを立てていくんですけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、土地が少ない方、こちらの方はなくなってしまうというお話をされましたけれども、この権利変換計画といいますのは、組合の中で様々な取決め——規約というものをつくりながら定めてまいります。例えば、区画整理事業におきましてもそうなんですけれども、要は、換地の考え方、これと似通ってる部分がありまして、例えば狭小な土地をお持ちの方の権利変換をどうしていくか。そのまま少ないなりにやるのか、過小の部分と見て、その部分はある程度この——何でしょう、緩和というか、

そういうものがされながら権利変換に反映していくのかとか、こういうものを定めていくのが、これから権利変換計画書の作成に至ってくるわけですので、一概に面積が少ないから土地が、その財産の土地がなくなってしまうと、そういうことは決してございません。

それと、先ほどお話しされました区画整理事業の中の63万円ですか、この……。

○24番（加増充子君） 63万8,000円。

○都市整備部長（浅野和生君） （続）その68万の……。

○議長（山野井 隆君） 63万8,000円。

○都市整備部長（浅野和生君） （続）63万8,000円の価格につきましては、これは区画整理事業が平成5年に事業認可を受ける際に、前年度ぐらいの時期だと思いますけれども、その土地の評価額ということで定めたものでございます。これと再開発の従前の価格というのを一概に比較することはできません。この63万8,000円につきましては、あくまでも区画整理事業を行っていく事業計画の中において、どのようなこの増進率が図られるのかということの結果的に出していくために、当初、基準となる価格ということで定めた金額でございますので、それをもって再開発事業の従前の価格というものではないことだけ、御理解いただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） じゃあ、何を基準に決めていくんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。再開発事業の従前地につきましても、もちろん権利変換の金額につきましても、不動産鑑定を行いまして評価をしていくということになります。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） それは分かりました。同意地権者は、この再開発では最初は20人、それが7人になった。7,000平米から5,000平米になった。地権者の十分な合意もなく、住民合意なき再開発推進の結果がこのように行き詰まりを招いているのではないかと、私はそう受け止めています。都市計画審議会では計画の答申がされたと伺っておりますが、再開発事業はもう白紙に戻すべきです。このまま継続すれば、傷は深くなる。A街区再開発事業は、市の決断で中止すべきであります。この答弁は事務レベルではできないと思いますので、決定権者であります市長の答弁を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部長、浅野和生君。

○都市整備部長（浅野和生君） お答えさせていただきます。これまでも幾度となく繰り返してお答えしてきた内容となってしまいますけれども、A街区におけるこの市街地再開発事業につきましては、地権者の皆さんが主体となって準備組合を結成し、事業化に向けて自主的に進めていらっしゃるものでございます。組合施行の再開発事業といいますのは、あくまで地権者の皆さんの有効な土地利用を促進したいと、そのような意向によって地権者の主体で進められているものでございます。再開発事業の施行によりまして、駅周辺地

区の魅力度を高め、東口を含めた駅周辺地区全体の活性化の起爆剤となる効果が期待でき、これによりまして駅周辺に多くの人が集まり、人の流れが増加し、中心市街地にふさわしい魅力と活力にあふれたエリアとなることが期待可能となります。こうした観点から、再開発事業を実施するという事は、地権者の皆さんのみならず、市にとっても非常に大きな意義があるものと考えております。市としましては、地権者の皆さんの意向を受けて、準備組合に対して必要な助言・援助などを行っているところでございまして、今後の再開発本組合の設立後も、都市再開発法に基づきながら、こうした助言や技術的な援助、そして資金援助などを継続して行っていく予定でございまして、こうした方針に変わりはありません。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今、にぎわいが創出できるという話をされましたが、じゃあ次に2番目に行きますが、にぎわいの創出と複合公共施設導入について、その関係について伺います。これまでも最大の目的として、にぎわいをつくるためと公共施設導入を進めてまいりました。商業施設や取手のまちづくり全体、人の流れなど総合的に考えることではないかと私は思いますが、これで公共施設を造ったらにぎわいができる、創出という根拠を係数的に示していただけませんか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。にぎわい創出の根拠となる数値を算定しているのか、根拠を示していただきたいという御質問でございますけれども、再開発の全体計画は、まだ確定していないことに加えまして、複合公共施設につきましても、これから基本計画の策定作業を行うため、現時点におきましては算定するまでには至っておりません。しかしながら、駅前において再開発事業を施行し、併せて魅力的な複合公共施設を整備することにより、町を訪れる人の数が増えれば、必然的に周辺の物販店や飲食店を利用する人も増え、大きな経済波及効果が期待できると考えております。また、来街者数が大きく増加することにより、店舗の利益が大きくアップすれば、雇用の増加などの効果も想定することが可能となり、また新規店舗の出店増加などの効果も期待できると考えております。こうした効果によりますます来街者数が増加して、結果として新たな経済的な好循環のサイクルを創出できれば、市民や商業事業者のみならず、市にとっても大きなメリットがあり、全ての当事者・関係者にとって、いわゆるウィン・ウィンの関係が構築可能となるのではないかと想定しているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） にぎわいの創出と、これまでも繰り返し——私も何回も聞いてきました、同じ答弁だと思うんですが。この駅前開発——再開発について、多くの市民の方はもっともっとリアルに見ていて、この先本当ににぎわいができるのか。今でさえ閑古鳥が鳴いている状況でどうやってやっていくのか。そういう中で、本当に市民の皆さんは心配しているわけですよ。だから本当に係数的に示していただきたいと本当に求めます。ですから、これはしっかりと納得いく説明をお願いしたいと思います。——今日はいいで

す。

次、3番目に伺います。再開発事業の都市計画は「公共の福祉」の実現目的に合致して  
といると言えるのか伺います。A街区再開発への複合公共施設導入方針公表までと、公表  
後の経過について伺います。初めに、令和3年3月15日の取手市広報で、市民は初めて  
この内容が知らされました。それまでの経過についてであります。これは、図書館を核と  
した複合施設について、基本方針は取手駅周辺再生本部で決定した。教育委員会、図書館  
協議会、社会教育会議などのこうした関連の中では、公式会議では議題として検討してき  
たことはありませんでした。駅前図書館について、一般市民からのアンケートや意見を聴  
いたことはないというのがあらかたの経過と承知しておりますが、公共の福祉と言えるも  
のなのか、教育委員会との関わりについてはどうだったのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。図書館機能を中心とし  
た複合的な公共施設を整備する方針につきましては、先ほど議員からもございましたと  
おり、令和6年2月に開催した、取手駅周辺再生本部において方針案を決定し、これを受  
けて、市長決裁をもって正式な方針とし、令和6年3月15日号の広報において、整備方  
針の公表に至っております。教育委員会との協議につきましては、図書館は教育委員会が  
所管する社会教育施設であり、教育委員会は教育行政の執行機関であるため、教育委員会  
に対しては、しっかり図書館機能を中心とした複合的な公共施設を整備する方針の原案の  
作成段階から協議調整を行っております。図書館の運営や管理のノウハウ、他市事例など  
についても、教育委員会が専門的な知見を豊富に有していることから、新たな図書館整備  
の方向性の検討に当たっては、教育行政を行う専門的な見地からの意見を伺い、反映しつ  
つ、慎重に進めてきたというところでございます。同様に、社会教育委員や図書館協議会  
委員の皆様に対しても、事前に丁寧に説明を行いまして、御理解を得た上で検討作業を進  
めてきたというところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 私もこれまでも繰り返し伺ってまいりましたが、「説明はしま  
した」、これは何回も何回も答弁されました。説明はしたけれど、その中でこの廃止とい  
うまで出してきた取手市広報について、廃止まで決めるには——私もずっと言っていました  
けれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条にあることなんですけれ  
ども、そこまでの議論はされてないんですよ。「説明はしました」というけれど、徹底  
した議論はされてないじゃないですか、どうなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。令和6年3月15日の広  
報で出させていただいたのは、あくまでも方針ということでございます。大きな柱という  
ことのお考え方をお示しさせていただいたところでございますが、教育委員会などでの議案  
として議論をするということは、最終的な設管条例の改正などによるときに議案として議  
論をされるということになります。とはいえ、前段でしっかり教育委員さんや社会教育委

員さん、また図書館協議会の委員さん等にも説明をさせていただいて、御理解をいただいた上で進めているということから、しっかりとそこは連携を取りながら進めているということでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） じゃあ公表後の経過について伺います。取手市広報に記事が出て、図書館の皆さんは初めて知った。——これは私も何回も言いました。このような声が聞こえてくる中で十分な協議もされない、意見も聴いてないということが明らかなんです。都市整備部は教育委員会に説明したと繰り返ししておりますが、この教育委員会の中で議論した、協議した、結論を出したということではないんですよね。全く違うことなんです。にもかかわらず、説明したというのを繰り返すばかり。十分な教育委員会との協議はされなかった。教育長への、市民の会の皆さんから出された要請の回答でも明らかであります。これは私、本会議の最初、反対討論の中で述べさせていただきましたが、この回答でも明らかではないですか。十分な話し合いをされない中で決めてしまった。その後も話し合いはされてないということですよ。そういうことについて私は理解しておりますが——これはいいです、時間がないので。

次は、都市計画審議会委員について伺いますが、2月9日に開かれました審議会に諮問するまでの取手市の検討内容について伺います。どういう順番でこれがされてきたのか、端的にお願いします。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。都市計画の手續につきましては、都市計画法にのっとりまして、都市計画の原案の住民説明会、また公聴会を開催させていただきまして、その後、都市計画案の縦覧、そして最終的には都市計画審議会に諮問をさせていただいたということで、しっかりステップを踏んで手續を進めております。都市計画の内容につきましては、県との本協議が終了しまして、都市計画決定につきましてはしっかり進めているということで、ホームページのほうにも周知をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） これが先日、説明会で出された内容だと思うんですが。答申は出された、そして県との協議はいつされているのか、そして都市計画決定はいつと見ているのか。お示しいただけますか。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。県との協議は2月下旬に終了し、都市計画決定につきましては、2月27日付で決定をさせていただきました。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 次に、最後なんですが、「公共の福祉」とはというところで伺いたいと思います。公共の福祉とはどのように受け止めるのか伺います。公共の福祉とい

うのは何点もいろいろな角度から見る必要があるかと思うんですが、みんなの要望、願いを実現するのか、住民みんなで決めたことなのか、合理性は本当に都市計画は合理的なのか、優先順位は、私たちの暮らしから見れば本当に重点的に先に進めるべきか、こうした観点から見ていく必要があると思います。これらが十分に検討され具体化に向けた市民、自治体が協力する関係になっているか、問われる問題です。公共の福祉とは、市民が住み続けられるまちづくり、住み続けたいと思えるまちづくりであると考えます。市民の声を抜きにはできないということです。西口駅前開発は、市民抜きのディベロッパーもうけ主体の事業と言えます。公共の福祉と言えるものでありません。どのように受け止めてますか、この点についてありましたら。

○議長（山野井 隆君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） お答えさせていただきます。公共の福祉についてどう考えているのかという御質問だと思います。都市再開発法第1条は、法の目的としまして、「都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」と規定されております。都市再開発法に基づく再開発事業の実施により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることが可能となります。そういったことから、再開発事業の実施により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を推進することが、公共の福祉に寄与することとなるため、市としましては、まさに公共の福祉に資するために、地権者の皆さんと一体となって再開発事業の実現化に向けて尽力をしているというところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） これまでも何回も伺ってきましたので、この問題はここで終わりにしたいと思いますが、市民不在の再開発事業は、地権者の皆さんにとってもハイリスクを伴うものです。原点に立ち戻り見直すべきだと考えます。以上、申し上げてこの質問は終わりにさせていただきます。お世話さまでした。

次に、図書館づくりについて伺います。公共施設(図書館を含めた)の在り方を決めるのは主権者・市民です。そのことは関係法令にも示されているとおりで。社会教育法第3条、これは「自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」、これは地方公共団体に対してです。図書館法は、皆さん言うまでもありませんが、「国民の教育と文化の発展に寄与する施設です」とあります。それから地方教育行政法21条は、これは「教育委員会は、教育に関する事務で教育機関の設置、図書館の設置、管理及び廃止に関すること」など、教育委員会の職務権限としてうたわれている法令ですが、こうした法条例をどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。教育長の答弁を求めます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、加増議員の御質問に答弁させていただきます。議

員から御紹介ありましたとおり、社会教育法第3条は、地方公共団体に対し、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営等を通して、全ての国民があらゆる機会、あらゆる場所を活用し、実際の生活に即した文化的教養を高められる環境の醸成に努める責務を課しております。また、図書館法第1条は、図書館が国民の教育と文化の発展に寄与することを目的として掲げ、さらに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条は、教育委員会の職務権限がうたわれております。これらの法令は、市が社会教育施設を計画的かつ適正に整備し、市民の学習の場を確保する主体であることを示しております。また、文部科学省の諮問機関であります中央教育審議会では、社会教育施設としての図書館に求められる役割としまして、人生を豊かにする読書や調査研究の機会を提供する役割、地域住民のニーズに対応できる情報拠点としての役割、さらには、まちづくりの中核となる地域住民の交流の拠点としての機能強化等も期待されるとしております。こうしたことから、駅前に図書館を核とする複合公共施設を整備することは、市民の学習機会の拡充と地域活性化を同時に実現する有効な施策と考えております。取手駅西口A街区の複合公共施設における図書館機能の整備に当たりましては、こうした新たな役割、機能の強化も求められることから、これまで同様に、全庁横断的に関係機関と連携し、利用者及び市民の皆様、またボランティアの皆様の意見を伺いながら、持続可能な文化的教養を高められる環境の醸成実現に向けた拠点となるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） この3つの法律を私は示しましたが、部長も答弁されましたが、この法律に基づいて、少なくとも教育委員会がその責任を果たすことが求められているんですよね。それにもかかわらず、取手駅西口A街区の複合施設における図書館機能の整備ありきで、場所の問題などを含めて、所管する立場の教育委員会が主体的に受け止めていなかったのではないかと私は受け止めます。図書館構想について、市民と図書館ボランティアの皆さんと向き合う誠実さが不足していたと思われそうですが、いかがですか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。先ほど御指摘があった、ボランティアの皆さんとの向き合う誠実さというところでございますが、こちらにつきましては、この整備計画の策定に向けまして先ほども申しましたとおり、市民の皆様や利用者、またボランティアの御意見を伺いながら、検討のほうは進めていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 「取手図書館」廃止と駅前再開発をめぐる中での問題点と教育委員会の対応について伺います。取手市広報での図書館を廃止する——移設するということは、教育委員会での議論もなく、先ほど述べた社会教育法第21条の違反ではないか、不作為ではないかという疑いがあると、これまでも私は求めてまいりました。9月議会でも取り上げましたが、図書館は市民の皆さんの知りたい、学びたいという気持ちに応え、情報を的確に伝え、市民の探求心や生涯学習を支える重要な場所です。こうした図書館を、

市民の合意形成も図らず、教育委員会が行うべき検討すら行わず方針が決められるという、市長のトップダウンを容認するという事態は、今後の社会教育、図書館行政の発展を考えれば、改めていただかなければなりません。教育長には誠実なお答えをお願いいたします。これに対してどうでしょうか。教育長、お願いします。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、お答えさせていただきます。今ご指摘があった地方教育行政の組織及び運営に関する法律の21条というところでもございます。こちらに規定されている教育委員会の所管事項につきましては、私どもとしましても十分認識しております。図書館は教育機関としての役割を担うものであり、その設置や管理運営に関する計画は、教育行政にとっても極めて重要でございます。現在進められております構想から——今現在も計画の策定に着手しておりますが、このプロセスにおきましても、教育委員会はもちろん、図書館協議会、教育委員会等への適切な報告を通じまして、委員の皆様からの御意見を伺いながら、図書館としての方向性を一つ一つ確認し、検討を進めているところでもございます。図書館の整備計画におきましては、再開発事業全体の進捗に合わせまして教育委員会としての適切な関与が必要でございます。今後、計画案がより具体的な形になります段階におきましては、その内容を教育委員会、図書館協議会、社会教育委員、こちらの皆様にとりまして当然、会議の中で議題として取り上げ、教育委員の皆様による専門的な視点からの議論を深めてまいりたいと考えております。教育委員会の権限と責任をしっかりと踏まえつつ、関係部局とともに連携し、市民の皆様にとってよりよい学びの拠点となるよう、着実に事業を推進していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24番（加増充子君） 次に、指定管理者制度導入について、この方針について伺います。図書館法では、図書館は対価を取ってはいけない、このように定めております。指定管理者制度は、住民サービスの向上とうたいながら経費の節減が目的とされ、民間のもうけ優先に運営される制度です。改めて伺いますが、指定管理者制度導入方針の根拠を示していただきたい、どうなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、香取美弥さん。

○教育次長（香取美弥君） 加増議員の御質問に答弁させていただきます。指定管理制度の導入といたしましては、現在、市内施設では、グリーンスポーツセンターや取手ウェルネスプラザが指定管理制度を導入して、民間企業の持つノウハウを積極的に活用して管理運営を効率的に実施するとともに、経費の削減や開館時間の延長、様々なイベントの開催など、市民ニーズに対応した、きめ細やかなサービスの提供を実施していただいているところです。図書館におきましても、先進事例から指定管理制度を導入することで、魅力ある企画・イベントなどの実施、カフェやショップなどの収益施設との連動した、にぎわいの創出による相乗効果で利用者数が増加しているという効果が見られております。

一方で、図書館に基づく社会教育施設として、図書館本来の知的基盤、資料保存、中立性などの観点から、図書館の部分に関しては、運営の一部を委託するなどの指定管理制度

ではなく、市直営で運営して活気ある施設を運営している施設も多くあることを認識しております。駅前に図書館を核とする公共施設を整備することは、図書館を中心に多様な公共施設を複合化することで、学習や交流、市民交流が有機的に結びつき、地域——地域課題の解決やまちづくりの推進にも寄与すると考えられることから、取手市の顔となる駅前図書館の運営方法については、慎重に検討をしてみたいと考えております。特に取手図書館につきましては、これまで様々なボランティアの方々の熱心な御支援と御協力に支えられて運営をしてきてまいっております。今後も、業務内容や運営方法を検討するに当たりましては、こうした図書館の運営を支えていただいている皆さんの意見を伺って、活動の場や機会を最大限に生かせるような仕組みづくりを検討してみたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 私は、「図書館は指定管理制度導入はなじまない」、数年前、本会議で図書館長がお答えしました。そのとおりだと思っております。全国でも指定管理制度によって人件費削減——これは官製ワーキングプアをつくり出すということですね——5年など指定管理期間が定められる中での、雇用の不安定化と専門的力量形成の困難さが指摘されています。こうなると、図書館を利用する市民への影響は大きいものと伺います。こうなったら図書館機能も停滞してきます。それでも、このような事態が起きたにもかかわらず指定管理者制度を導入するというお考えは、変わらないのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、香取美弥さん。

○教育次長（香取美弥君） お答えさせていただきます。先ほどもお話しいたしましたが、今後、策定する基本計画の中で、機能や運営方法についてもきちんと検討してみたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ぜひ、これは大きな問題ですので検討していただきたい。

それから、図書館計画の主体は誰か——それは市民ですというところで、私も設問書いてきたんですが、市民が利用する図書館は市民の声があってこそです。教育委員会をはじめ図書館職員、ボランティアの皆さんと一緒に活動してきたこの歴史を——取手の歴史をさらに発展させていくために力を尽くすのが教育委員会であり、図書館関係者ではないですか。この問題でやはり主体となるのは市民である、それを忘れてはいけないことだと思いますが、そういう考え方はまだしっかりあるのでしょうか。もうそういうのは関係なくやっていくのでしょうか、どんなふうに思っていますか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、香取美弥さん。

○教育次長（香取美弥君） お答えさせていただきます。令和7年第4回の定例会の加増議員の質問にも回答させていただいておりますが、基本計画の策定に当たりましては、市民の皆様の声やニーズを把握する機会を十分に設けた上で、複合公共施設としての相乗効果が最大限発揮されるよう、具体的な内容について協議を進めてまいりたいと考えております。特に施設の核となる図書館の役割につきましては、現代の図書館が担う知識情報基

盤としての機能、学びや交流の拠点としての機能、そして市民の方々の課題解決を支援するサービス機能など、多様な役割を担う施設として複合公共施設内で図書館がどのような価値を創出していくかなど、関係機関と連携し検討をしております。引き続き、図書館機能につきましては、社会教育施設として市民のニーズを的確に把握し、専門性を有する職員体制を確保し、持続可能な運営が図られるよう整備を進めてまいります。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今もって答弁は、駅前に図書館を核とする複合施設ということを目指した答弁だと思っております。図書館は、駅前ににぎわいの創出のための手段ではありません。これ何回も私も言ってきました、地域の情報、学習センター、地域文化とコミュニティーの拠点としての役割が、図書館がそれをしっかりと果たせる施設とうたわれているわけですから、図書館を所管する教育委員会の役割をしっかりと、この図書館はにぎわいの創出のための手段ではないという考え方を捨てて……

〔チャイム音〕

○24 番（加増充子君） （続）図書館の役割をしっかりと検討していただきたいと思えます。

最後に、取手市における図書館構想を市民参加で検討する。私はこれまで9月議会で求めてまいりました。そして、部長は、子どもたちの成長に合わせた出会いをサポートし、市内の子どもたちが主体的に読書を楽しめるよう環境整備をしていく。市民の皆さんのよりどころとなる図書館をと、本当にすばらしいこととお話しされました。私も本当にごもつともだと思っておりますが、こうした図書館にしていくためには、今、市が進めていこうとしているやり方ではなく、市民参加でどういう図書館にするか、そこを真剣に考えていく一番の大事なことだと思いますが、こういう検討は先ほど基本計画の段階で考えていくとありましたけれど、今からこの図書館に対する構想はどんな——こんな図書館にしたい、しっかりとした図書館にしていきたいということは、ないのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育次長、香取美弥さん。

○教育次長（香取美弥君） お答えさせていただきます。教育委員会では、あらゆる人に生活の一部として図書館を活用していただきたいと考えております。図書館は、本を借りたり貸したりする場所、静かに読書する場所と広く認知されておりますが、さらに地域の課題を解決する役立つ場所でもありたいと考えております。国の図書館の設置及び運営上の望ましい基準におきましては、従来の役割に加えて、地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者や市民の要望、並びに地域の実情を踏まえたサービスの提供に努めることが明示されております。市内図書館……

〔チャイム音〕

○教育次長（香取美弥君） （続）でも、年間を通じて市民の皆さんの生活に役立つテーマの図書を集めて展示をしております。駅前に取手図書館を移転するに当たりましては、こうした役割を担うため、多様な図書を収集・展示したり、インターネットや司書の力も活用した情報収集や分析を行うことができる場の提供に加えて、皆さんで議論する場所や

得たものを発信する場所にもしたいと考えております。そして、これら機能の充実の過程で情報と人がつながり、人と人がつながることが、結果として、市が総合計画に掲げる駅前のにぎわいと魅力の創出に寄与するのではないかと考えております。現取手図書館では、市民会館や福社会館……

[チャイム音]

○教育次長（香取美弥君） （続）が隣接していることから、いずれかを利用した方がついでに図書館を利用してくださることも往々にして見受けられますことから、施設の融合による相乗効果でにぎわいが生まれることも見込まれていると考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 以上で、加増充子さんの質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3時07分散会